

LIBRA

合併号
2020年7・8月号

〈特集〉

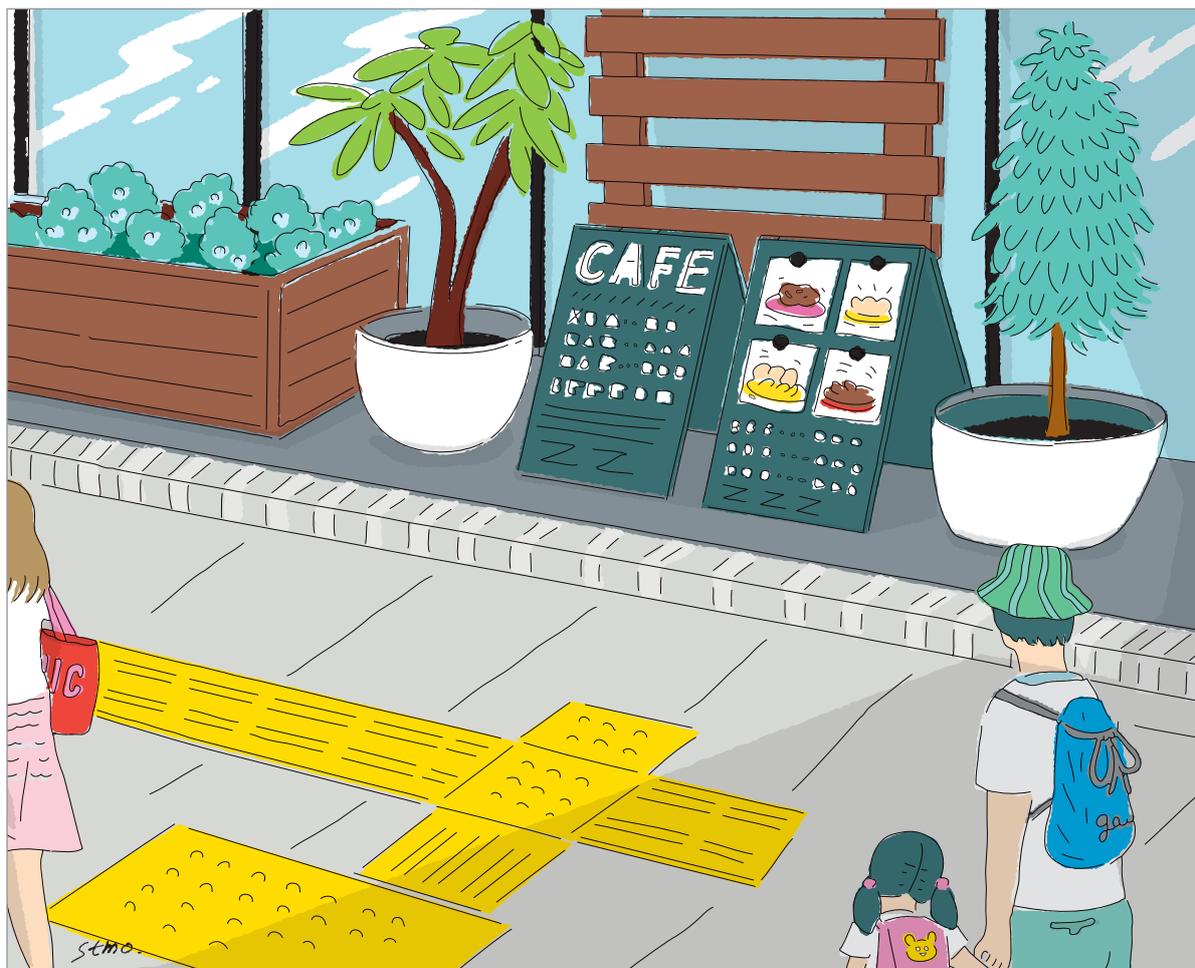
法科大学院制度

座談会 ロースクールはどこへ行くのか

法科大学院教授 山本和彦氏 加藤新太郎氏 須藤典明氏

〈インタビュー〉

ソプラノ歌手 寺島夕紗子さん





歌い継がれる祈りのうた 「さとうきび畑」歌碑広場

*ソプラノ歌手・寺島夕紗子さんのインタビュー記事を本誌 24 頁に掲載しています。

沖縄県・読谷村のさとうきび畑の中にたたずむ歌碑は、発表から半世紀以上経つこの歌に込められた平和の祈りと共に、東シナ海に沈む夕陽を日々見守っています。二度と海の向こうからいくさがやっこないように…

文：寺島夕紗子
写真：大塚 勝久

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS
2020年7・8月合併号

特集

02 法科大学院制度

総論1：今般の法曹養成制度関連法令の改正と今後の展望 関 理秀

総論2：法科大学院制度を占う3つの視点 三澤英嗣

座談会：ロースクールはどこへ行くのか

法科大学院教授 山本和彦氏 加藤新太郎氏 須藤典明氏

インタビュー

24 ソプラノ歌手 寺島夕紗子さん

連載等

28 理事者室から

4月の理事者室 木村英明

29 常議員会報告（2020年度 第3回）

30 もっと知ろうよ！オキナワ！

第27回 辺野古新基地建設をめぐる現状 滝沢 香

32 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第103回 令和元年度の支援要請事案の傾向 石川直紀

33 今、憲法問題を語る

第103回 パンデミック後の市民的自由を守るか 小川貴裕

34 近時の労働判例

第86回 東京地判平成31年2月25日（ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス事件）

高橋 寛

36 東弁往来

第69回 弁護士法人多摩パブリック法律事務所 芝崎勇介

38 わたしの修習時代

昔々の物語 17期 神山美智子

39 72期リレーエッセイ

法律起案とBGM 石木貴治

40 心に残る映画

『切腹』 安部慶彦

41 コーヒーブレイク

弁護士と野球 高橋勝徳

48 会長声明

50 インフォメーション

法科大学院制度

法曹養成の新しい改正理念たる「3+2」をご存じでしょうか。

法学部3年+法科大学院2年に司法修習1年を加え、最短6年での法曹資格取得が可能になりました。本号では、その法改正を総論で紹介し、各論として、現在、各法科大学院で教えておられるお三方に、その現状と課題等について、興味深い生のお話を伺いました。司法現場の経験豊富な練達の士のお話は、この20年弱の法曹養成制度の歴史の裏も表も縦横に行き来し、尽きることはありませんでした。

LIBRA 編集会議 味岡 康子

CONTENTS

総論 1：今般の法曹養成制度関連法令の改正と今後の展望（関 理秀）	2頁
総論 2：法科大学院制度を占う3つの視点（三澤英嗣）	4頁
座談会：ロースクールはどこへ行くのか（山本和彦・加藤新太郎・須藤典明）	6頁

総論 1

今般の法曹養成制度関連法令の改正と今後の展望

法曹養成センター副委員長 関 理秀 (61期)



1 法曹養成制度関連法令の改正の概要

2004年4月、新しい法曹養成制度の中核としての機能が期待されて設立された法科大学院は、2020年に17年目を迎えた。この間、志ある有為な人材が法曹を目指し、法科大学院を修了して司法試験に合格し、法曹として活躍している。弁護士数は4万人を超えたが、そのうち新司法試験出身者は既に3分の1を超え、半数に迫る。

他方、当初の想定に届かない司法試験合格率や、景気動向、制度が流動的なことへの不安などから、法曹志望者は減少していると言われている。有為な人材が社会の重要なインフラともいえる法曹から離れている現状は、我が国の法曹界にとって憂慮すべき事

態である。

そこで、法曹になるまでの時間的負担を軽減し、法曹志望者、法科大学院志願者を増加させるべく、2019年6月、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」「学校教育法」「司法試験法」「裁判所法」の改正がなされた。

法改正の趣旨は、①法学部（法文学部等の法律系学部を含む。以下同じ）に「連携法曹基礎課程」（以下「法曹コース」という）を設置、②法曹コースは3年卒業を推奨し、法科大学院の既修者コース（2年）と連携した「3+2」での法科大学院修了を目指す、③法科大学院在学中の最終年次（未修3年次、既修2年次）に司法試験を受験することを可能にするという点にある。

2 法曹コースとは

法曹コースは、法科大学院の既修者コースへの進学を希望する学部生を対象に、法学部において、未修者1年次に相当する教育を行うために設置される。法学部から法科大学院既修者コースへの連続性のある教育が提供されることが期待される。コース設置のためには、大学の法学部が法科大学院（自校だけでなく、他校の法科大学院でも良い）と連携協定を締結し、文部科学大臣が法曹コースとしての認定をする。2020年3月26日現在、法学部と法科大学院が連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けた事例は56件、うち、自校同士の連携が25件、法科大学院が募集停止した大学の法学部が他校の法科大学院と連携をした例が、7校23件である。また、後述の特別選抜枠において、一定の範囲の地方の法学部と連携する場合、例外的に特別な推薦枠等の設定が認められる（地方枠）。地方の法学部4校11件の地方枠に該当する連携協定が締結されている（文部科学省ホームページ「文部科学大臣認定を受けた法曹養成連携協定一覧」(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1422481_00007.htm) 参照)。

法曹コースに入った学生は、可能であれば3年で卒業することが推奨されている。法曹コース修了見込みの者は、法科大学院既修者コースの入学者選抜について、特別選抜枠での選抜を受ける資格が与えられる。

特別選抜枠には「5年一貫型」「開放型」の2種類があり、開放型の場合、入学者選抜において、法律学に関する論文式試験が課されるが、5年一貫型では法律学に関する試験は課されず、学部の成績等によって選抜が行われる。文部科学省通知によれば、特別選抜枠による選抜は定員の2分の1を上限とし、うち5年一貫型は原則として4分の1を上限とすること

とされている。5年一貫型は、連携先の法曹コース在籍者しか受験できないが、開放型は、当面の間、法曹コース在籍者であれば、所属大学を問わず受験することができる。

2020年4月に学部2年生になった学生を対象として、法曹コースは既にスタートしている。

3 在学中受験について

また、改正法により、法科大学院修了を受験資格とするに加え、法科大学院在学中に修了見込みの資格での司法試験受験（在学中受験）が可能になる。法科大学院で既修1年次、未修2年次終了までに所定の単位を修得するなどの要件を充たした者が対象である。在学中受験による司法試験合格者は、法科大学院を修了することで司法修習生になる資格が付与される。

修了後5年5回とされていた受験回数制限については、在学中受験をした場合、その受験が1回目受験とされ、その後4回まで受験可能になる。他方、在学中受験を選択しなかった学生は、これまでどおり修了後5年5回受験できる。試験時期は、法科大学院最終年次の7月中旬から下旬ころとされた。初回の在学中受験は、今年4月に法曹コースに進学した学部2年生が、「3+2」で法科大学院最終年次を迎える2023年から実施される。

4 制度改正の目的と今後の課題

現行制度で法科大学院を修了して法曹になるには、大学4年間、法科大学院の既修者コースで2年間、修了後の司法試験受験と司法修習1年間で、大学入学から最短約7年9か月の期間が必要である。法改正により、法曹コースを修了して早期卒業か飛び入学

で既修者コースに進学，在学中受験で合格すれば，司法修習1年間を合わせ，大学入学から最短6年で法曹資格を取得することができる。

他方，今般の法改正により時間的負担軽減の恩恵を受ける者の多くは，大学入学時から法曹を目指していたような若年の法曹志望者である。本来，公平性，開放性，多様性を旨として設置された法科大学院にとって，一定の範囲の学生のみにも照準を合わせる法改正の是非は今後問われることになる。残された課題であ

る未修者教育の充実や，多様性を確保するための社会人学生向けの取組みを加速させなければならない。

また，勉強する期間が短縮されることで，学生の指向が受験対策に傾いてしまうのではないかと，という批判も強い。これまでの17年間で培われてきた，臨床教育，実務教育を含む法科大学院における幅広い学びを，今後も維持，発展させていくことができるのか，法科大学院関係者，ひいては指導する法曹が一丸となって取り組んでいく必要がある。

総論 2

法科大学院制度を占う3つの視点

弁護士法人三田パブリック法律事務所 三澤 英嗣 (48期)



1 はじめに

2019年6月，法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律が成立した（以下「改正法」という）。これまでは，法科大学院3年制を原則とし，法学既修者はその例外として2年教育を施され，法科大学院が法曹を育成するという仕組みであった。しかし，法曹志願者の減少の理由とされる時間的・経済的負担を解消する方法として，上記改正法により，「法学部3年+法科大学院2年」の法曹コースが新設され，法学部の一部が法曹養成に組み込まれ，しかも，法科大学院未修了の法科大学院未修3年次・既修2年次に司法試験受験が可能となった。かろうじて，司法修習生となる資格として法科大学院修了を要件としてはいるが，予備試験制度からの圧を受けてきたとはいえ，法科大学院は

自らの中核性に疑義を生じさせてしまった。

過日の司法試験委員会において司法試験実施時期が7月となることが概ね決まり，改正後の制度が少しずつ見えてきたので，法科大学院制度の今後を占うための3つの視点を指摘する。

2 法曹コースの規模

まず，1つめの視点は，実際の法曹コースの規模である。法曹コースの定員は，制度上は，法科大学院の入学定員の2分の1を上限とし，特に5年一貫コースの定員は，同入学定員の4分の1を上限としているが，文部科学省は，この法曹コースの質保証として，法曹コースの修了後1年目の司法試験の合格率（70%以上）を厳しく求めている。その結果，法科大学院の現場では，法曹コースの合格率を上げるために，

その入学者数を相当絞り込まざるを得ない。しかし、それでは、時間的・経済的負担の解消の恩恵を受けられる学生の数が限定されてしまい、もともとの「3+2」導入の趣旨に反することになりかねない。

3 法科大学院教育に与える影響

2つめの視点は、法科大学院教育に与える影響である。前述のとおり、法曹コースを設置した法学部・法科大学院には、修了後1年目の司法試験合格率が高く設定されているため、勢い、法曹コースの授業は、司法試験合格率70%以上を達成するためのものとなる。法学部には教養科目の履修があることから、5年一貫コースにおける法学部での法律科目の授業は2年間程度しかなく、さらに、在学中受験制度が導入されたため、法曹コースの法科大学院の授業は、入学後から、翌年7月の司法試験の受験を強く意識したものにならざるを得ない。

そして、この法曹コースが持つ受験対策的傾向は、法曹コース以外の学生にも影響を及ぼす。すなわち、法曹コースとそれ以外のコースを別々に授業することは、法科大学院の教員において現実的ではないため、法曹コースの学生が、法科大学院既修1年次に入学してきたとき、3年コースの未修2年次と同一の授業を実施することになるが、両者の学習量の違いから、授業は極めて難しい。いわゆる純粹未修者であれば、一緒の授業は確実に不可能であろう。

4 後退する実務系科目の位置づけ

3つめの視点は、実務系科目の位置づけが後退するおそれである。すなわち、法科大学院では10単位以上の実務系科目取得が求められており、そのうち、民

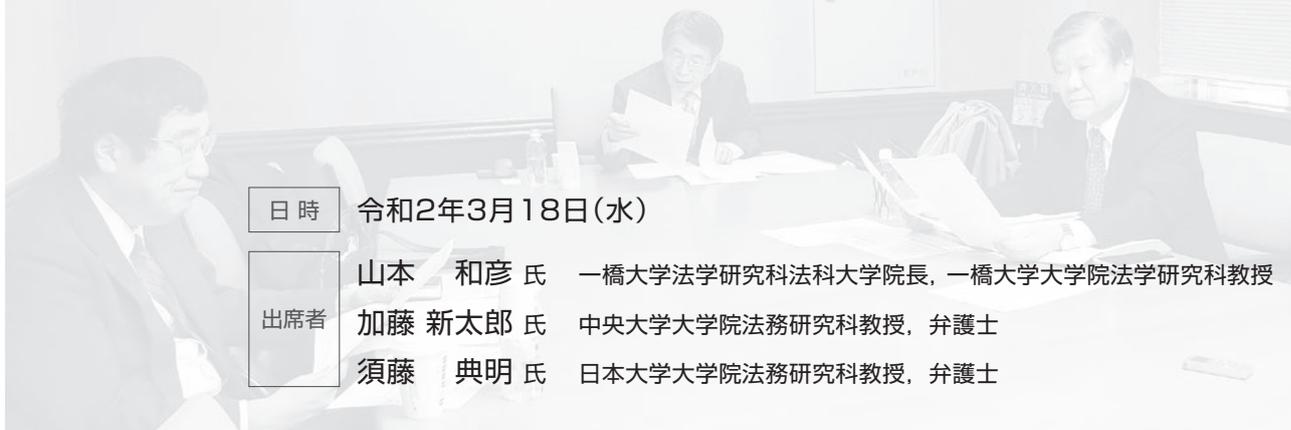
事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理は必修科目とされている。ところで、在学中受験が導入されたことに伴い、学生は、その受験資格を得るため、法科大学院未修2年次・既修1年次未までに、「所定の単位」を修得する必要がある。そして、この「所定の単位」とは、法律基本科目については48単位、選択科目相当科目については4単位とされている。結果、これら以外の科目である実務系科目は、司法試験受験後の未修3年次・既修2年次の後期に配置され、後回しとなる可能性が高い。たしかに、現行法下で実務系科目が司法試験科目でないことに鑑みれば、「所定の単位」に含まれないとすることは誤りであるとは言えないかもしれない。しかし、理論と実務の双方を学んだ上での司法試験と、理論のみを学んだ上でのそれは、学習効果という観点から質的に異なるだけでなく、学生の意識を含め法科大学院内での実務系科目の位置づけが、今よりも後退しかねないとの危惧がある。

5 おわりに

今回の制度改正について、法務省や文部科学省、法科大学院関係者からは、法科大学院建て直しのラストチャンスだという声が聞こえてくる。しかし、誰でも受験可能な予備試験が存在する一方で、法曹コースには高い司法試験合格率というたがをはめられ、しかも、在学中受験が可能になったため、法科大学院は、否応なく、受験予備校化していく。当事務所が長年月に亘って行ってきたリーガルクリニック教育はもちろん、これまで多くの実務家が担ってきた法曹教育が疎外され空洞化しかねず、今後、法曹養成の原点——なぜ我々弁護士、弁護士会は後進を養成するのか——を再確認する場面もあり得るかもしれない。

座談会

ロースクールはどこへ行くのか



日時 令和2年3月18日(水)

出席者 山本 和彦氏 一橋大学法学研究科法科大学院長，一橋大学大学院法学研究科教授
 加藤 新太郎氏 中央大学大学院法務研究科教授，弁護士
 須藤 典明氏 日本大学大学院法務研究科教授，弁護士

はじめに

須藤：法学部を含めた法学志願者が激減している中で、この4月から法学部3年プラスロースクール2年で5年一貫の法曹コースという制度が始まります。

そこで、一橋大学で教えている山本和彦先生、中央大学で教えている加藤新太郎先生、日本大学で教えている私とで、それぞれのロースクールの課題と現状などについて率直に意見交換をして、これからのロースクールという制度をどうするのがよいのか、ロースクールでは未来の弁護士や検事や裁判官としてどのような人材を育てていくべきなのかなどを検討する際のいわば生の材料を提供することができればという趣旨で、この座談会をさせていただきます。なお、話の流れで、ロースクールとも法科大学院ともいいますので、ご了解ください。

山本：一橋大学の山本です。大学では民事訴訟法その他民事手続法関係を教えています。現在は法科大学院長ということで、法科大学院の行政的な責任者も務めているところです。またこの制度との関係では、長らく中央教育審議会の法科大学院等特別委員会の委員として制度の改正、改革に携わってきたところですが、昨年からはその委員会の座長も務めております。

加藤：中央大学の法科大学院の加藤です。平成27年まで裁判所に勤めておりましたが、同年4月以降

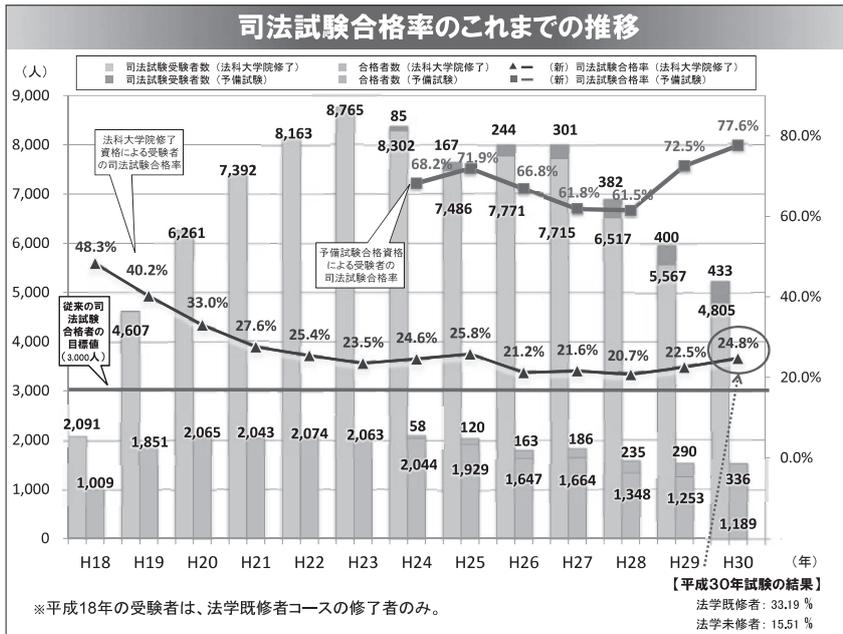
中央大学で民訴法、法曹倫理、民事事実認定などを中心に教えております。

私は、司法制度改革審議会の法曹養成検討会のメンバーとしてこの問題にかかわりました。その当時は、日弁連の3000人決議で、法曹人口を増やすためには既存の教育ではとても無理で、法科大学院をつくるのが必至であるという前提でこの議論がされてきたと受け止めています。

その後、文科省の法科大学院を設立する際の特別専門委員をしまして、スタートのところにかかわっています。法科大学院の開設は準則主義で、一定の基準をつくってそれをクリアすればよろしいという形にした。それはプロセスの透明性を確保するという点で意味がありましたが、問題はその基準がそれほど高くない設定にされたために、やすやすとそれを超えてしまう基準だったということをして思います。

当初は、かなり法科大学院は生き生きとやっぴまして、多様性を具体化していると受け止めていました。その後、だんだん入学者も減っていき、評判もどうかということになってきた状況を横目で眺めていましたが、今般法科大学院の教授になってあらためてその実情が分かりました。

須藤：私は、加藤先生と同じで平成27年まで裁判官をしておりまして、その後は日本大学ロースクールに移って教員をしております。



*出典：文部科学省 中央教育審議会 法科大学院等特別委員会（第94回）配付資料【資料4】法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯

山本先生の一橋大学，加藤先生の中央大学に比べますと，日本大学は合格率がちょっと見劣りしており，大変厳しい状況にあります。ただ平成27年から夜間コースも開設しまして，現在は昼夜開講で少しずつ立ち直ってきております。

うち394人が予備試験に合格しました。そして，この394人のうち385人が司法試験を受けて，短答試験は何と381人という，ほとんど100%に近いような数字で合格しています。最終的にも315人が合格しており，予備試験資格の受験生は81.8%が司法試験に合格しているという状況になっています。

□ロースクールと予備試験

須藤：まず，ロースクールの実情などの一端を簡単にご紹介させていただきますと，ロースクールは平成18年から卒業生を出して司法試験を受けているわけですが，一番受験者が多かったのは平成23年でして，8765人であり，合格者は2063人でした。その後，徐々に減ってしまいました。

これに対して，ロースクールの修了生は4081人が受けて，最終合格は1187人ですので，合格率は29.1%であり，予備試験資格の合格率81.8%と比べると，大きな乖離が生じてしまっています。

司法試験改革のときには，予備校などで暗記で司法試験に受かるのを防いで，ロースクールでしっかり考える力をつけさせるということが大きな意義として打ち出されたと思いますが，現状では予備試験を受けるための予備校が大盛況な反面，ロースクールは大きく希望者を減らしているという大変皮肉な結果になっています。

他方，予備試験は平成24年から始まり，以後，どんどん増えて，平成30年には予備試験資格で433人が司法試験を受けて，336人が最終合格しています。この年のロースクール修了生の最終合格者は1189人ですので，予備試験22%，ロースクール78%ということになります。昨年（令和元年）も，予備試験21%，ロースクール79%で，ほとんど変わりがありません。

山本：ある意味では制度設計のときから予想されたことではあるわけで，予備試験にそもそも何らの受験資格を設けず誰でも受けられるという制度にして，予備試験に合格すれば2年ないし3年間法科大学院に行かずに司法試験を受けられて，そのまま法律家になれるという制度ですから，優秀な学生は当然そちらをまずは受けてみると。通ればもうけものということで受けてみるということになるのは必然的なことだろうと思います。

一番の問題は，ロースクールの志願者が減り続けている反面で，予備試験の希望者が増えていることです。令和元年の予備試験の志願者は1万4494人おまして，実際の受験者は1万2780人で，この

本来この予備試験が予定していた社会人その他、法科大学院にどうしても時間的、財政的に通えない人たちをこの予備試験で法科大学院を補充していくという制度理念からすれば、明らかにそれにはかなっていない運用にはなっている。

おそらく医学部でも同じようなことをやれば、もし医学部に例えば3年、4年ぐらい行って、それで予備試験を通れば直ちに国家試験を受けられるという制度をつくれれば、医学部に6年行く人はなくなる。

しかし法科大学院という制度は、それで本当にいいのかということが問われて、プロセスとしての法曹養成ということがいわれたんだろうと思いますが、残念ながらこの予備試験が残ったことによって、そのひずみが年々拡大している状況にあるというのが私の認識です。

加藤：これは旧司法試験についても、一次試験を通れば中卒でも二次試験を受けられるという制度だったわけですね。それに対して新しい制度では、受験資格を大学院卒にするということですから、そのバランスを取るために予備試験を構想しなければならなかったのは、やむを得ないだろうと思うんですね。

当時から危惧する声もありましたが、それは職業選択の自由の保障という観点からしても、やむを得ない。旧制度で一次から通ったのは、木村拓哉主演の『HERO』の久利生検事は中卒という設定で描かれていますね。これまでは中卒でもよかったのにいきなり大学院卒を受験資格にするというためには、予備試験がないとまずかったらと思うんです。

プロセス重視の教育の意義は？

須藤：山本先生からご指摘いただきましたように、よくなる優秀な人を早く合格させちゃいけないのか、

優秀なら合格させていいじゃないかという意見もあるわけですが、ただロースクールはもともと暗記ではなくて、ソクラテスメソッドなどで議論しながら考える力を付けていくことや、展開・先端科目など多様なカリキュラムを用意して広い視野に立って人材育成もやっていくという理念があったわけで、予備試験で在学生在が試験の成績だけで合格して法律実務家になってしまうのは、そのプロセスの1つが落ちてしまうのではないかと懸念もあるように思いますが。

山本：ちょっと首をひねって、これで通るのかと思うことはなくはないですけども、全体として見れば、優秀な人間を選抜できていることは間違いありませんし、優秀な人間というのは、ある程度トレーニングを受ければあらゆることに対応できると思います。

司法修習でもお聞きすることですが、最初に入ってきたときにはちょっとどうかと思ったけれども、1年修習をやってみると十分実務にも慣れて対応していけるというので、予備試験合格組が決して法科大学院組に実務で劣っているわけではないという評価です。

ただ我々としてやはり強調したいのは、法科大学院で教えることによって、本来優秀な人間が実務家になった後の伸び代というか、それをより多く身に付けられるのではないかとことです。試験がゴールではなくて、その後実務家としてどれだけ伸びていけるかということを考えて教育をしているわけなので、法科大学院のルートの方に入ってきていただきたいというのが我々の希望ではあるわけです。

加藤：私は弁護士登録もしてまして、事務所に予備試験組も結構たくさん入ってきています。新人研修で話をするのは、予備試験で通ってきた人は要領がよくて頭がいいと思っているかもしれないけれども、勉強時間は足りない。法律の勉強というのは時間が



YAMAMOTO Kazuhiko
山本 和彦 氏

一橋大学法学研究科法科大学院長，一橋大学大学院法学研究科教授。
専門は民事訴訟法，倒産法，仲裁法。（公財）日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長）等を務める。

ある程度必要になるので，自分たちは法科大学院組よりも優れていると思わずに，問題に直面したときには，自分の知識は相対的に少ないかもしれないという前提で，リサーチもしなければいけないし，パートナーとの議論もきちんとなさなければいけない。このような話をしているわけです。

法科大学院で教育を受けた学生は，考える方法を身に付けるよう意識的にカリキュラムの中でプロセスとして教育しています。そこで，それを受けているか，受けていないかは，その後の法曹としての仕事の仕方あるいは情報の取り方，使い方に深いところで影響するのではないかと，思うところです。

□ロースクールでの実務教育の意味は？

須藤：そもそも司法試験改革では，司法試験合格後の司法研修所での集合教育を含む実務教育をどうするかが大問題でした。それでロースクールでその一部を取り込んで教育するということになりました。ですから単に司法試験に受かるということではなくて，法曹倫理や法律実務家としてのマインドも含めて，実務家になるための教育もロースクールでやるという制度設計だったのに，その部分が予備試験で大学在学中などに合格した人には欠けているのではないかということについて，両先生はどうお考えでしょうか。

山本：私はやはりその部分は非常に大きいと思いますね。実務教育の基礎的な部分，従来研修所が担ってきたある部分を法科大学院が担う形ということだったわけですが，結局，予備試験ではそれもペーパーテストや口述試験で試すということになっている。実務基礎科目をそのようにテストで行うと。

やはりそういうものは実務家の教員からいろいろな実体験も含めてそれを聞いて，そこで質疑応答をしていく中で，そのセンスというのが養われる性質のものなんじゃないかと思って，座学で自分で勉強して本を読んで，それで本当に法科大学院に代替するようなものになっているのかということは非常に疑問です。

さらに言えば，実務科目だけではなくて，法科大学院では先端科目とか，あるいは基礎科目といわれるような法哲学とか法制史も一定単位は取らなきゃいけないと。それによって法律家として幅広い知識を身に付けるんだということが理念としてあるわけですが，予備試験ではそこはまったく問われない。これはやはり不均衡だと思っています。

須藤：加藤先生はいかがですか。そもそも合格者を2000人に増やすという話が最初にあって，加藤先生が司法研修所の事務局長のときに，いろいろ工夫をして2000人には対応できるようなシステムを検討されていたように記憶していますが。

加藤：そうなのです。2000人止まりであれば全部大きくシステムを変えなくても受け入れることは可能でした。しかし，早い段階で3000人にするということが言われたものですから，とてもこれはできませんとなったわけで，そこら辺の見通しのギャップというのは1つあったと思いますね。

特に架橋のところは予備試験組は実際には欠けてしまっているという点はどうかというと，よほど意識しないとなかなか補えないですね。特に実務修習は1年短縮されていますから，余計それに拍車を掛けるということだと思います。

事務所にエクスターンシップで来た学生で，4年生で予備試験を経て最終まで受かったが，裁判官希望のだけれど全然自信がないと言う。何が自信な

いかというと、要するに学科の試験として対応はできるけれども、実務家としてやっていくのに欠けているものがあるという気がするということです。

それはおそらく架橋の重要性を感じていると思うんですね。それはセンスのよい認識なので、意識的にそこを修習中に補う、そういう心掛けをしていくことが必要ですと助言したことがあります。

□ロースクールでの実務教育の効果は？

須藤：ロースクールでの実務教育については、本当に効果的なのだろうかという議論もないわけではないですね。ばらつきが大きく、ロースクールによって、抽象的な部分はある程度そろっているはずですが、実際には実務家になって出てきたときに、本当にロースクールで実務教育を受けてきたのかという疑問も出ることがあるように思いますが、どのようにお感じでしょうか。

加藤：新潟地裁に勤務していた時期に第1期生が修習生で来ました。例えば要件事実教育をどの程度受けているかということになると、法科大学院ごとのばらつきは大きかったですね。そこはそういうものだとすることで、実務で教えていかなきゃいけないと思いました。それは影の面ですね。

山本：司法試験の合格率を前提にすると、やはり司法試験の科目に集中せざるを得ない。それで、実務科目は司法試験にはないという現実が間違いなくある。そうすると法科大学院である程度熱心に教えていても、学生の頭は法律基本科目の方に向かって、結局実務科目については、習っているけれども研修所に行くころには忘れてしまう。

そういう意味で須藤先生が言われるような効率性の悪さというのはあると思うんですが、ただ今回3

プラス2という法曹コースという制度を導入した1つの大きな利点としては、司法試験の在学中受験ということと結び付いているわけですが、これがある程度軌道に乗ると、現在の想定では司法試験が7月に行われる予定で、3年生の後期の部分は、ある程度この司法試験に合格して、これから修習に行かなきゃいけないという学生が主として法律実務科目を受ける状況になる可能性があって、だとするとかなり学生のこの実務科目に対する取り組みが変わってくる可能性はあるのではないかと。これがうまく回れば、この制度をつくる時にいわれていた連携、まさに実務と理論の架橋というのが現実的に行える可能性も今回の制度は含んでいるのではないかと考えています。

須藤：これまであまりいわれていないご指摘かと思えます。新しい3年+2年の法曹コースでは、3年で法学部を修了した優秀な人たちが、ロースクールで1年半しっかり勉強して、2年目の後半には司法試験を受けることが可能になります。既修であれば2年目の後期には一応司法試験から解放された状況になるので、ここで逆にいろいろ多様な展開・先端科目も含めて幅広く選択して勉強してくれるのではないかと。ということですね。現在のロースクールでは、学生は司法試験に関係ない選択科目を取りたがらないという現実があるのですが、この部分が解消される可能性があるというご指摘でした。

司法修習期間が2年から1年に短くなった影響はどうか？

須藤：実務教育との関係では、もう1点、考えておかなければいけない問題があるように思います。従来の旧制度では、早く試験に合格した人も実務修習



KATO Shintaro
加藤 新太郎 氏

中央大学大学院法務研究科教授。東京高裁判事（部総括）、東京高裁民事長官代行を務め、退官後弁護士登録（第一東京弁護士会会員・27期）。仲裁 ADR 法学会理事。

を2年間やっていて、その2年間の実務修習中にそれなりの数の生の事件に触れることができ、法律家としての自覚や考え方が身に付いて、修習修了時までにはある程度法律実務家としての自覚やセンスなどが涵養できた可能性があります。ところが、今は実務修習が1年間に短縮されていて、弁護、検察、民事裁判、刑事裁判それぞれが2カ月ずつであっという間に終わってしまい、修習生の話を聞いても、やっと慣れてこれからというときにはもう次の実務修習になってしまって、よく分からないまま終わってしまったので、弁護士になってから、実務修習でやっていたのはこういうことなのかと少しずつ分かって、改めて勉強をし直していますなんていう人も増えているように思いますが、いかがでしょうか。

加藤： 比喩的に言うと、見習いだったのが見学になった（笑）。見学だから学んでいる面もあるのですが、習得するというリアルなプロフェッション養成の根幹、基礎にあるものが薄くなったということですね。制度を変えて最も大事なものを失ってしまったということかもしれませんね。

須藤： 今の「見習いから見学へ」というのは的確な指摘ですね。裁判所でも、旧制度のときには各部に4カ月ずついて、地方では年に1回の修習生配属でしたから、よく面倒をみてやろうということで、書記官室も含めた部全体で必ず歓迎会や送別会をやりましたが、現在では、2カ月交替で次々に修習生が来て、慣れたころには人が替わってしまうので、書記官室からは部全体での歓迎会や送別会はやらなくていいんじゃないかという考え方も出てきているようです。

弁護士会では、我々の後輩だということで、まだかなり面倒をみるというスタンスが残っているといわれながらも、地方では、逆に修習地に定着してもらっちゃ困るという意見もあったようで、温度差も

あると聞いています。私たちのころは、実務修習で昼夜を問わず先輩方からいろいろ面倒をみてもらって、知識やノウハウだけではなく、法曹としての自覚や一体感なども伝えられてきたように感じていますが、修習期間も短くなって、法曹としての自覚や一体感などはなかなか伝わっていかないのではないかとこの危惧が言われてはいるわけですが、いかがでしょうか。

山本： やはり法律家というのは、ある程度いろいろなことを繰り返し、繰り返しやって、それで一人前になっていく。そういう意味では養成に一定の時間が必要である職種であることは間違いのないと思うんですね。

しかし他方では、社会の情勢、スピード化ということにかんがみると、そのプロセスをできるだけ効率的にして、高校を卒業してから最終的に法律家として一人前になるまでの間の期間をできるだけ短くすることが求められている部分もあるわけですね。

今回の3プラス2の改革というのはまさにそういうことで、従来は高校を卒業してから修習を修了するまで8年ぐらいかかっていたものを、最短6年で修習修了して弁護士、裁判官、検察官になれるという、医学部と同じレベルにしたということは1つ大きな改革点なんですね。

そのためには、何を教えるか、あるいは何を学ばなきゃいけないかというポイント、本当にコアの部分ですね、コアカリキュラムというのがつくられているわけですが、ここを充実させる必要がある。

修習のところでもやはり同じような形で、この修習で何を目的として、何を身に付けさせるのかということ、この1年という期間に見合ったものを、実務家になるための必要不可欠なコアな部分を絞り出して、そこを教えていくという姿勢が重要なんじゃないかと思います。

医学部の教育を見ていると、医学部のこの十数年の教育というのは、そこをまさにやってきたわけですね。コアカリキュラム。それで、悪口を言う医学部の教授は、そのコアカリキュラムを入れて医学は減ぶとかと言っています。しかし、それでないとやはりこのプロフェッション教育というのも社会的には応えられないような状況になっている。

ただそこが法学教育は必ずしもまだ十分ではない。昔のように訴訟物だけ1年教えていたみたいなお話と比べると、それはましになっているとは思いますが、ここを共通に教えるんだというコアの部分のコンセンサスが必ずしも十分に取れていないところが、現在の混迷状態を招いている部分もあるのかなと思っています。

各ロースクールの現状や課題は？

須藤：話が抽象的になってきましたので、話題を変えて、各ロースクールの現状と課題などについて、何かエピソードなどあれば交えてお話しいただければありがたいと思います。

加藤：中央大学は当初かなり合格率もよく、合格者数も1位だった時期があるわけですが、だんだん合格率が芳しくなくなってきて、今は合格率を上げることが一番大きな課題ということになっています。募集定員は200人ですが、追加合格を打たないとして、充足率は50%を割るような状況ですけれども、法人としても歯を食いしばって少し頑張ろうという時期になっています。

中央大学の場合は、多摩の学部段階で200人くらい法曹志望者はいらる。そのうち学部卒業までに予備試験と本試験を受かってしまうという人たちもいる、また法科大学院も東大、一橋などの上位校に

行く人もいるわけで、5年前に比べると、抜ける人数が、東大、一橋がひところより入りやすくなったのかもしれませんが、より多くなってきているということがあります、そういう抜けた後の良質な層と、それから他大学からやって来る人たちを、どんなふうにもその教育手法を駆使して考える力を付けてもらうかというところが大きな課題です。

未修、既修との関係

加藤：それから未修、既修との関係でいいますと、実は既修の人は入学したときの成績をそのまま継続して合格率が高い。それも私は法律というのは時間が必要だということと関係していると思うのですが、入る前にかなり時間をかけて、学部時代の貯金を持っている人は法科大学院の教育でも効果が上がりやすく、最終合格も容易に獲得する。

これに対して、未修の人は入ってきたときの評価と全然相関関係がないんですね。プロセスで大化けする人がいる。例えば具体的なエピソードでは、地方局のアナウンサーをやって、最後には記者もやっていた女性が、結婚と同時にフリーアナウンサーになって東京に来て、法科大学院に入ってきました。その学生はさすがにそういう仕事をしてきたものですから、言葉に対する感覚とか、あるいは話していることの内容の軽重を極めて的確に受け止めるんですね。あとはアウトプットをどうすれば、分かったと評価されるのかというところを教員の方も意識して、接しましたところ、その学生は法科大学院中に子供を出産し、卒業と同時に受かりました。ですから1つは既修者はどれくらい入るまでに時間をかけているかというところを見る。未修者の方は地頭の方を見ることが大事ではないかなというのが現状です。



SUDOU Noriaki
須藤 典明 氏

日本大学大学院法務研究科教授。東京高裁判事（部総括）を最後に、退官後弁護士登録（第二東京弁護士会会員・32期）。原子力損害賠償紛争審査会委員。

山本：一橋大学は、司法試験の合格率とか入学定員の充足率等についていえば、総体的には成功しているという評価になると思われかもしれませんが、やはり内部ではいろいろな問題がありまして、まず既修者では、なかなか一橋の法学部から一橋の法科大学院に来てくれる学生が多くないという状況があって、最大勢力は、誠に申し訳ないんですが、加藤先生のところの中央大学の学部生がうちの法科大学院では一番の人数を占めていると。

我々としてはやはり自分の足元、一橋の法学部から法科大学院に多く進んでもらいたいという思いは持っておりまして、そういう意味では今回の3プラス2の法曹コースというのは非常に大きな期待を掛けています。学部の段階でこの法曹コースに入ってもらって、一橋の法科大学院にできるだけ多く来てもらう。

1つ大きなネックは、先ほど出てきた予備試験でして、この法曹コースというのは、ある意味では法科大学院の準備段階という制度ですけれども、予備試験の準備段階にもなるわけですね。結局この法曹コースに入って、それで予備試験を受けても何の損にもなりませんから、結局多くの学生は予備試験を受けるんだろうと。

そうすると予備試験に通った学生はどんどん法曹コースから抜けていってしまうという事態になることは、やはり危惧されているところで、我々としてはできるだけ法科大学院の教育を受けてもらいたいと。将来のことを考えれば、法科大学院まで来てほしいという思いがありますので、法科大学院の魅力を伝えようという努力はしていますが今後2～3年見ていかなないと分からないかなということですよ。

それから未修者の方は、競争倍率が2倍を割るような状況になっていて、定員が取れないというよう

な状況がこのところ続いています。

やはり未修者の法科大学院離れというのはかなりひしひしと感ずるところがありまして、最初のころは非常に優秀な未修者がいて、むしろ未修者が既修者を引っ張るという状況があったわけですが。やはりこれは社会全体に法律家の魅力を感じてもらおうようにしないと、社会人が自分の仕事を辞めてまで法科大学院に来るとか、ほかの学部の学生が自分の畑ではない法律学を学ぼうという決断をさせるのは、なかなか難しいところがあります。

須藤：日本大学ロースクールの課題としては、日本大学法学部で学んだ優秀な学生の約半分が他大学のロースクールに流れてしまうということがあります。日大法学部の卒業生で司法試験に合格する人は毎年20人弱程度いるといわれていますが、そのうち日大ロースクールを修了している人は半分程度なのです。日大法学部にいる優秀な学生をできるだけ日大ロースクールに取り込みたいわけですよ。そこでこの3年+2年の法曹一貫コースが1つの起爆剤になってくれればいいなと思っています。

この法曹一貫コースによって法学部3年修了でロースクールに入学するためには、対象の法学部とロースクールとの間で、一貫教育にふさわしいカリキュラムのすり合わせなどが行われた上で連携協定を締結する必要があります。しかも、文科省から5年一貫法曹コースとしての認定を受けていることが要件になっています。そういう制度設計なので、法学部とロースクールとで協定を締結するためにカリキュラムのすり合わせが必要ですが、他大学の法学部と他大学のロースクールとがカリキュラムをすり合わせるの簡単なことではありません。現時点では、多くのロースクールは、自学の法学部とは連携協定を締結していますが、他大学の法学部とどこまで協定でき

るのかは未知数です。現在、日大法学部は日大ロースクールとだけ連携協定を締結していますので、法学部の優秀な学生を日大ロースクールに取り込めるのではないかと期待しているところです。

夜間コースの開設

須藤：もう1つ、日大ロースクールでは、夜間コースも開設している関係で、既修者の中はかなり学力格差があるという指摘が出てきています。夜間コースは社会人学生が多いわけですが、先ほど加藤先生からも話が合ったように、もともと地頭がいい人がそれなりの数入ってきています。例えば、東大を出て会社に入って活躍している人とか、授業でも目から鼻に抜けるような議論をする人もいるわけです。

夜間コースの社会人学生のもう1つの特徴は、ロースクールが2度目の人がいるという点です。過去にロースクールで学んで司法試験を受けたものの、三振してしまって会社で働いているのですが、夜間コースで会社を辞めなくていいのであれば、もう一度ロースクールに行って、受験資格を取り直そうというのです。こういった人たちは、既に通りやっていますので、同じ既修でも法学部からストレートに入ってきた人たちと比べると学力格差があるわけです。そして、このような2回目の人たちから、自分たちのレベルに合わせて授業をしてほしいという強い要望が出てきています。でも、仮にそれに合わせると、既修とはいえ法学部からストレートで来た人たちにとっては、ついていきにくくなってしまいますので、どうするのがよいか大きな課題になりつつあります。

また、社会人学生は働いていて交渉事にも慣れていきますので、教員や事務方にさまざまな要求をして

きます。例えば、詳細なレジュメがほしい、レジュメは綴じやすくしてほしい、リモート授業参加の回数を増やしてほしい、自習室は朝早くから夜24時まで使わせてほしい、冷蔵庫や備品を増やしてほしい、共用スペースの掃除などを頻繁にしてほしいなど、切りがありません。そういったこまごまとした要望に応えるため財政的にもものすごい負担ではあるのですが、何とか踏ん張っているわけです。

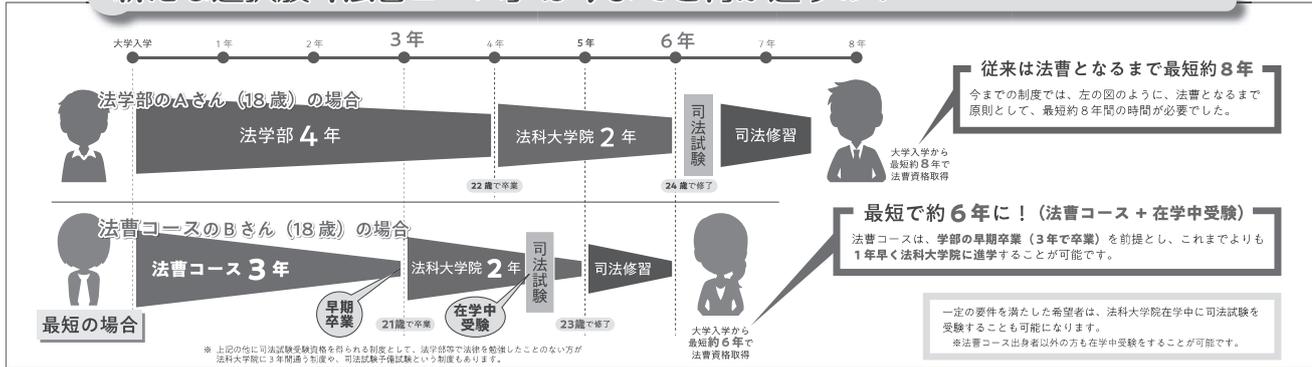
また、夜間コース既修生の修了後1年目の司法試験の最終合格率は約40%前後になっていて、未修で入ってきた人たちとの差が目立つようになってきます。もともとのロースクールの制度設計では、未修の人でも3年で一定のレベルに到達して司法試験に合格し、これまでの立場と法律家という立場とダブルの資格を持って社会で活躍してもらおうということですから、これをどう実現していくのかという課題も出ているわけです。

加藤：夜間コースは1つ重要なポイントですよね。人生長く職業生活をしていく時期になっている。社会人で法曹を目指そうというのはかなり強い動機があることが多いので、うまく支援していくと合格も可能であるし、資格を取ってからの活躍も期待できます。

中大でも私が教えていた中に、同じ学年で2人、司法書士資格を持った人がいまして、司法書士法人を持っている者で顧問会社もある。それで、登記だけじゃなくて不動産取引なども見てもらえるとありがたいという状況だったというので、勉学のモチベーションが高い。それなりの勉強もしていますから、わりあい勉強にもなじんできやすいということがあって、2人とも卒業した年に通ったということがありました。

これは別に他分野から来たんじゃないなくて同じ分野から来て資格を増やしたということですが、やはり

新たな選択肢「法曹コース」は今までと何が違うの？ ～法曹になるまでのプロセス～



そういう多様性を持った人を1人でも2人でも多くしていくような形での教育、あるいはプロセスというものが大事ではないかと思います。

山本：未修者の問題として、既修者などとの格差の大きさというのはやはり非常に大きな問題で、とりわけこの3プラス2の制度をつくったことは、未修者にとってみれば、自分たちが疎外されているのではないかという印象を与えかねない。結局はこの制度は法学部の人たちのものなんだろうというイメージを、どうしても社会的に与える部分がある。もちろんつくった趣旨はそうではないんですが。

ですから現在、中教審でもやはり今期の大きな課題は、この未修者教育をどういうふうに充実させて、法科大学院全体でこの未修者の問題に取り組んでいくかということです。

須藤：先ほど既修生の中にも学力格差があるとお話ししましたが、実はこの点は奨学金とも関係してやや複雑な問題も生じてきています。例えば、法学部からストレートでロースクールに入学してきた人などで、1年目は入学試験の成績がよかったので奨学金がもらえたのに、実際の授業や期末試験ではロースクール2回目の人やものすごく頭のいい人が成績上位になって、GPA（成績評価指標）も高いので、ストレート組のGPAが相対的に下がってしまいます。その結果、2年目には奨学金の対象ではなくなって切れてしまう可能性が出てきます。仮に奨学金が切れるとアルバイトをしないといけない人もいますが、生活費を稼ぐほどアルバイトをしていたら司法試験に受かりづらくなります。奨学金が切れそうな学生にそう話したら、泣かれてしまったこともあります。

これとは逆に、昼夜開講で、同じ授業を提供し、試験も同じ問題でやっていますが、夜のクラスはできる学生が多いので、その中で相対評価で成績を付けると、昼のクラスに行けばAとかSという高い成績が取れる人も、夜のクラスではBに止まってしまうこともあり、奨学金に不利になっているのではないかという指摘も出てきています。

今回の3年+2年の法曹コースによって、日大ロースクールでは令和4年4月からストレート組が入ってくる予定ですが、そのときに、一貫コースの学生と夜間コースのロースクール2回目の学生とを同じ条件で競争させていいのだろうかなど、まだ始まってないので何とも言えませんが、新たな検討課題もあるのではないかと考えています。

加藤：読者は3プラス2になったら全部がそうなると思われているかもしれませんが、それはそうではなくて、各法科大学院で定員を設定するわけで、中大の場合は200人の定員のうち90人を3プラス2の枠にします。ですから110人はそれ以外ということになります。

それから別の話ですけども、3プラス2にすることによって、言葉は悪いですが、囲い込み的なことをしようという考え方があるわけですが、これは制度を運営する側からすると、もっともだなと思う反面、学生の立場になったときに、上位校にできるものなら行きたいという気持ちがあるというのは、これも無理がない。

これは大変悩ましい話で、学生に言わせると学歴ロンダリングだという。中大法学部の先生が自分のゼミの学生から法科大学院への推薦状を書いてくれ

と頼まれ、一橋や慶応の推薦状を書いているといういささか皮肉なエピソードも聞くわけですが、しかし教員としては、学生の幸せを考えると、それは思うところに行ってもらって頑張ってくださいということになるんだろうと思います。一方で、自分の中大法科大学院はどうしていくかということになると、それも困るなという、アンビバレントな気持ちになるところですが。

須藤：山本先生、一橋はもともと一橋第1志望の人たちが法学部に来ているということではないのですか。

山本：それは両方あって、第1志望は東大などだった学生が来るケースもありますが、基本的には学部生の母校愛はかなり強いものは確かにあるとは思いますが。でもやはり現実的な選択になると、東大の法科大学院に行けるのであれば東大を選ぶ学生もいますし。

それからそもそも法律家以外がライバルになるわけですね。一橋はもともと商学部が中心ですので、私企業への就職を希望する学生もかなり多くて、国家公務員もそれなりの割合がいます。そういう中で法学部の中で成績が優秀な人いかに一橋の法科大学院に来てもらうかという争いになっていると思います。

須藤：日大法学部の場合には、本来行きたかったのは中央や慶応や東大だったという学生もいて、どんなに学部の先生が日大ロースクールを勧めても、奨学金も充実しているよと言っても、一種のリベンジで、もともと行きたかったところにやっぱり行きたいということになるようです。もうそこは止められないので、日大ロースクールの評価を上げるとともに魅力を増やすしかないのですが、簡単にはできないのが悩ましいのです。

加藤：中大から他大学へ抜け出た学部生と、中大に来た人たちの卒業年次における合格する割合を比較したところ、上位校に抜けていった人と、中大に

来た人とは、むしろ差はない。むしろ中大の方が少し上だというデータがあります。

私が思うのは、中大の学生が中大ローに来れば、一番人数も多いし気を使わない環境で勉強を続けることができる。ところが慶応へ行ったりすると、慶応の人が中心で、なかなかじめないというようなこともあるのではあるまいかと。

須藤：今のことに関して、学部でゼミを担当している先生などに聞きますと、自分のゼミの学生の中で、他大学のロースクールに行った人と、日大ロースクールに進学した人を比べると、他大学のロースクールに行った人の方が合格率が低いというのです。

加藤：似た話ですよ。

須藤：それはなぜかですが、その先生が学生と話していて感じたのは、日大ロースクールは1クラスが十数人程度の少人数である上、法学部と一体で補習や課外の講義や演習など手取り足取りのさまざまな学習支援サービスもあって、成績がぎりぎりの人たちを何とか合格させているのではないかということのようです。大きなロースクールに行ってしまうと、大人数で、自分よりも優秀な学生たちに囲まれて委縮したり、授業の内容などが合わなかったり、課外の講義などの学習支援なども受けてないので、結果的には合格できない人もいるという話でした。自分の学力や個性に合ったロースクールを選ぶことも大切なように思います。

ロースクールは失敗なのか 発展途上なのか

須藤：そもそもこういったロースクールの制度というのは失敗したのか、それともまだ発展途上なのか、もちろん3年+2年という法曹一貫コースで新たに

Q
&
A

Q 法曹コースは、いつ大学に進学する学生から対象になりますか。

A 2019年度以降の大学入学者が対象となります。

Q 法曹コースには、どのように入るのですか。

A 法曹コースのある大学(学部)に入学し、所定の時期(多くは2年次進級時)に法曹コースを選択することになります。法曹コースは大学の法学部などの法学を学ぶ学部を設置されます。

Q 法曹コースに入った場合、どのようにして法曹(裁判官、検察官、弁護士)になるのですか。

A 法曹コースを経て法曹になるには、次のプロセスが想定されています。
法曹コース修了 ⇒ 法科大学院修了 ⇒ 司法試験合格 ⇒ 司法修習修了 ⇒ 法曹資格取得
*一定の要件のもと法科大学院在学中に司法試験を受験することも可能になります。

Q 法曹コースに入ると、必ず法科大学院に進学できるのですか。

A 法曹コースを修了することのほか、法科大学院の入学者選抜を受験し、合格する必要があります。なお、法曹コースを設置する大学と「法曹養成連携協定」を締結している法科大学院では、入学者選抜において、法曹コース修了予定者を対象とした特別選抜を実施しています。入学者選抜の詳細は法曹コースのある各大学にご確認ください。

Q 法曹コースに入らないと、法科大学院には進学できないのですか。

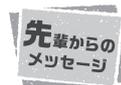
A 法曹コースに入らなくても、法科大学院に進学することは可能です。その場合には、法学部などで法律を学修した上で法学既修者として法科大学院に進学する方法(法学既修者コース)と、法律を学修したことのない法学未修者として法科大学院に進学する方法(法学未修者コース)があります。

Q 法曹コースに入ったものの、3年間で卒業できなかった場合、どうなりますか。

A 法曹コースを3年で修了して早期卒業することができなかった場合でも、4年以降でコースを修了し、卒業した後に、法科大学院に進学することができます。

Q 法曹コースや法科大学院は、どこにありますか。

A 詳しくは、Webサイト、スマートフォンサイトに随時掲載する予定です。Webサイトは「https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/houka.htm」を、スマートフォンサイトは下記QRコードからご確認ください。



☆現役の法曹や司法試験を合格した先輩のインタビューをスマートフォンサイトに掲載しています!

- ・法曹を目指したきっかけ
- ・法科大学院で学ぶ楽しさ など
- ※今後随時追加公開する予定です。



* 出典：文部科学省 中央教育審議会 法科大学院等特別委員会(第95回) 配付資料【資料2-3】パンフレット「法曹コース3+2」

巻き直すということになるので、簡単にはいえないと思いますが、先ほど山本先生から未修者教育については十分な成果が上がっていないという状況があり、これはどこのロースクールでも同じでしょうから、このあたりから、ご意見はいかがでしょうか。

山本： 私自身はやはり大きな成果は上げてきたんだろうとは思っています。特に法科大学院教育初期のころは、非常に多様な分野から他学部卒業生あるいは社会人が入ってきて、先ほどお医者さんの話がありましたけれども、システムエンジニアとかいろいろなところから法律家になって、そういう人はおそらくこの法科大学院という制度がなければ、法律家になるという決断はしなかったと思う。

しかし他方では、1つはやはりあまりに当初の供給が過大過ぎたと。仮に3000人合格させるにしても、それでも合格率が7～8割には決してならないような規模で法科大学院をつくってしまったので、結局は合格率が十分なものにはなり得なかったということがあり、他方では需要の面で、仮に長期的に3000人という目標は正しかったかもしれないですが、あまりに急ぎ過ぎたところがあったことは間違いないところだと思います。2000人少しぐらいを頭打ちにして、現在は1500人という状況に落ち着いているというところから考えると、あまりにも供給と見合っていなかったために、法律家という職業自体について非常に悪いイメージを与えてしまった。この3プラス2の法曹コースの案内は高校に配っているというお話もありましたが、高校生の親御さん自体が法学部というものに対して非常に悪いイメージを持っていて、ああいうところに行っても自分の子供は将来よくなるまいんじゃないかという、我々のころからするとまった

く逆のイメージを法学部に持っているという状況があるのではないかと思います。

そういう意味ではロースクール教育自体は私は失敗だったとは思いませんし、いろいろないい面はあったと思いますが、ロースクール制度自体はやはり非常に大きな問題を抱えている。現在この3プラス2等で巻き直しを図っているというところで、私自身は今回の改革というのは最後のチャンスじゃないかと思っていますが、この法科大学院といういい面を持った制度を将来残していくために頑張らなきゃいけないと思っていますところなんです。

須藤： 実は未修と既修の入学者の割合は、平成16年のロースクール発足当初は未修者が約63%、既修者が約37%で、未修者がだいぶ多かったのですが、平成22年には未修者53%、既修者47%でほぼ拮抗してきて、平成23年には逆転して既修者の方が多くなりました。そして平成24年からは予備試験もできて、ますます未修者は減る一方で、一昨年の平成30年の未修者は509人で過去最低でしたが、平成31年は少し回復して631人でした。他方、既修者も、平



成30年は1112人で同じく最低で、平成31年は1231人でやはり少し回復していますが、未修者が既修者の約半分程度であることは変わりません。

加藤先生から、法律の勉強には一定の時間がかかるとお話がありましたけれども、未修3年で現在の司法試験に合格するレベルに到達することは可能でしょうか、それともやっぱり難しいとお考えでしょうか。

加藤：それは、地頭のよい人でもう1つ学位を持っているような人が取り組む場合、昔の法学部でも専門課程というのは2年半ぐらいだったわけですから、そこは一生懸命やれば理屈の上では受かることは不可能ではないというか、十分可能だと思います。問題は、そういう資質の方がどれだけ法科大学院に来られるか。

そのためには、私の持論ですけれども、よいカリキュラム、系統的なカリキュラムを立てて、そして熱心な教員が意欲のある学生を教えると、こういう要素が整っていれば、そこは成功することは間違いないのではないかと理屈の上では思うわけです。しかし法科大学院というのは74校できましたが、その中には開学以来、1人も司法試験合格者を出していないのに、明日から法曹を養成しますと手を挙げたところに開校を認めたものもあり、歴史的に例を見ないものです。ですからよほどよいスタッフをそろえてスタートすべきだったわけですが、準則主義でそれを高いハードルなく開設させて、あとは自由競争ですよと。そのときには専門部会の中では、自然淘汰があってもよいという議論の方が実は大勢を占めたわけです。ただ教育システムというのは社会的なインフラですから、インフラに自然淘汰があってよいのかは議論の余地があります。当時のそういう議論を前提にすると、法科大学院の数が減ってしまったという

ところは、残念ながらその法科大学院の失敗ではあるけれども、制度の失敗ではないと言えるのではないかと思います。

志願者減の理由

加藤：問題は志願者が減ったというのはなぜかという、そこのところですよ。1つは多数合格者を出していた時期というのは、社会経済的に、経済情勢のあまりよくない時期だったわけですね。景気のいいときに法曹の需要が多くなるというのは経験則ですが、その逆風の時期にどんどん増やし続けて、結局勤務弁護士に入るところもなくなりましたという状況が現実ででき、それが世の中に喧伝されてしまった。

しかし、リーガルプロフェッションというのは常に一定の需要が必ずあるわけですし、またこれからは団塊の世代がどんどん引退する時期に入っていきます。したがって、この時期はいいぞと思う学生はセンスがいいというか、見通しがいいと思うわけで、そういう情報発信もうまくしていくということをしていないと、ただ3プラス2になりましたというだけではどうなのかなと思います。

山本：私もやはり加藤先生が言われた経済状況というのは非常に大きかったと思いますね。ある意味でこの制度が不運だったのは、制度がつくられた直後にリーマンショックが起きた。それで日本経済全体がシュリンクしたわけですが、当然のことながらリーガルプロフェッションのマーケットも非常に大きな収縮を見てしまったというところがあって、ちょうどその時期、平成21年、22年に法科大学院が人数をどんどん増やしだした。

その結果として、いわゆるノキ弁とか即独というような言葉が語られるようになり、携帯電話一本で

仕事をしているような人たちが面白おかしくマスコミ等で取り上げられるようになってしまったという、そういう意味での不運はあったとは思いますが。

弁護士の数を絞るべきなのか？

須藤：お話を伺っていて思い出したのですが、もともとこの司法制度改革の議論があったときに、日本は法曹人口が少なくて2割司法であり、リーガルサービスを受けられない人たちが大勢いるから、弁護士を増やせば事件も増えるという議論があり、そんなに増やしたら食えない人も出てしまうのではないかと、いう反対意見もありましたが、司法試験は資格試験なのだから、資格があれば当然に稼げるということにはならない、弁護士にも競争が必要で、食えなければ弁護士を辞めればよい、自然淘汰されるべきだという前提で、司法試験は一定の学修レベルに到達すれば合格させるべきで、合格者3000人とか2000人という数字は変えるべきではないということだったように思います。

今では、1500人でも多すぎるとか、食えないのだからもっと減らせという議論もありますけれども、いかがでしょうか。

加藤：そこは難しい問題で、例えば医学部などは医師会がかなり医学部定員について意見を言える。ですから時期的に多い少ないというのはあっても、弁護士が経験したようなダメージを受けたことはなく来ているわけですが、司法の世界はそれほど弁護士会の力は強くはなく、コントロールはできない。そういう中で、3000人決議をしたわけですね。それは普通に考えれば、最も被害を受けかねない職層の人たちがそれでいいと言っているのですから、法務省も最高裁も少し待って見たらどうかということとは言えない、

そういう状況で司法制度改革の審議は始まっているわけですね。

ですから、資格試験でよいのだ、あるいはそうではなくて社会に必要な適正な数を供給していくというのが一番予定調和的には好ましいんだという議論を詰める前に見切りスタートしてしまった結果が、現在の状態だということではないかなと思います。

山本：社会の中で必要な法律家が何人なのかということ、客観的なデータを基に検討しようかと、実は一時期政府でもこの作業をしようとしたことがあったんですけども、結局いろいろなデータを積み重ねてみても、それが分からないと。あまりに多様な要素が絡み合っているものですから、そこをはじき出すのは結局難しいということにならざるを得なかった。

そういう意味では、私はその状況に応じてレスポンスに変えていくことが必要だと思います。それは企業の法務部においてもそうですし、大規模な弁護士事務所においてもそうですし、地方でも、弁護士会に聞くと足りているみたいなことを言われるわけですけども、本当にそれが利用者の立場に立って見て足りているのだろうかということを考えると、私はこの現状よりさらに減らせというのはどうかと思いますし、場合によってはやはりそういう声が起こってくれば、レスポンスにその数を変えていくことが必要だとは思っています。

須藤：確かに司法試験に2000人以上合格した時期には、弁護士になっても食えないという話もあったのですが、現時点では、その人たちも独立して自分で事務所を持って若手を採るぐらいになっているところも出ていますね。一時的に合格者を増やせば大変な状況にはなるわけですけども、一定期間経てばある程度吸収できる面もあるという指摘もされています。実際、弁護士で生活ができずに破たんしたと

いう話もないのですから。

それから、今までは弁護士もしくは法律家というだけで既得権的なものがあった、私が若いころは弁護士の先生たちは大変偉いというイメージで、依頼者が来ても、今から見れば上から目線の対応でも十分やっていたように思いますが、現在、弁護士が増えている都市部では、上から目線ではなかなか依頼者を獲得しにくいのではないのでしょうか。その意味では依頼者との関係性もフラットになってきて、クライアントのニーズを積極的にくみ取らないといけないことになってきて、リーガルサービスの向上に貢献している面もあるように思います。

私が教えている日本大学には多くの付属高校があって、その進学説明会などで高校生や親御さんたちに話をしたり、話を聞く機会があるのですが、私が、長年、裁判官をしていて、今は弁護士登録をして、日大ロースクールで教えていますと話をしますと、それまであまり関心を示さなかった人たちがパッとこちらを見て興味津々に話を聞いてくれます。お尋ねすると、うちの町には弁護士さんはいませんか、弁護士のところへ相談に行ったことはありませんなどといわれます。日本ではまだまだ法律家の敷居が高いんだなあということを感じるのですね。

また、山本先生がおっしゃったように社会的なニーズというものを的確にとらえて、適正規模の人数が分かるのであれば、それで絞るという発想もありなのかもしれません。ただ、これ以上合格者を絞って減らせば、ますます法律家を目指す若い人たちが減ってしまうおそれがあります。増えたら増えたり何とか回っている状況なのであれば、もちろん、私も弁護士として大変なのは分かるのですが、今すぐにどうこうして合格者を減らすという話には賛成できないのです。

加藤：そこはまったく同感ですね。特に須藤先生が言われるように、希少性の下にあぐらをかいていたという面が昔はありました。だから比較的最近でも、例えば北陸地方のある地裁の本庁では、会社の社長さんが本人訴訟で出ていく。それはどうしてかという、弁護士が忙しくて、書面を書いてあげるから社長さん、やってきなさいよというような状態になっているという時代がついこの間まであったわけですね。

しかし弁護士の数が増えてきた結果、さすがに弁護士が訴訟代理をしていくということになって、これはあるべき形に近づき、よくなっていると言えます。また企業法務についても、インハウス・カウンセラーが司法制度改革前には100人に満たなかったものが何千人台になっているということで、これはリーガルな面での社会的な役務、法的な役務が浸透したということになるわけです。それは法科大学院ができて法曹人口を増やさなければこういうことにはならなかった。職業として、普通になっていき、それ自体が社会全体にとってプラスかマイナスかといったら、それは明らかにプラスだろうと受け止めるべきだと思いますね。

まとめに代えて

須藤：最後のまとめの話になりますけれども、今までのお話も踏まえて、いろいろな問題点があるのであれば、一発試験に戻ったらどうかとか、そもそも合格者を元に戻して最大でも1000人くらいに絞ったらどうかなど、さまざまな見方の議論がありますけれど、そういったものも含めて、今後ロースクールをどのように考えていくのがいいのかという観点から、何か一言ずついただければと思います。



山本：私はやはり法科大学院というのは非常に貴重な制度でありますし、社会にとってはぜひとも残すべき制度なんだろうと思っています。法科大学院側にこれまでさまざまな問題があったことも確かだと思いますし、それは批判を受けてしかるべきところもあったと思いますが、徐々にその問題点はこの十数年間にわたって解消されてきていることは確かなので、それを前提にすると、果たして旧司法試験の時代が本当によかったのかと。あの時代にさまざまな問題点が指摘されて、このままでは日本の法律家はだめになってしまうというのが、この法科大学院制度の出発点だったわけですね。

法曹人口の問題もそうです。毎年500人とか1000人とかの合格者でこれからの日本社会を支えていけるのだろうかという問題意識があって、3000人という目的が適切だったかどうかはともかく、やはりもっと法律家を増やさないと、日本社会はよくなるという意識があったわけです。だから、そういう問題点を指摘するのはよいわけですが、昔の方が圧倒的によかったんだという議論は、やや私は行き過ぎたところがあるんじゃないかと思っています。

いずれにしても、教育というのはよく、「国家百年の計」といわれますけれども、なかなかその成果が見えないところがあるわけです。法科大学院で最初に法律家になった人間が、ようやく十数年たったところに来ているわけですね。ある意味ではこれからこの法科大学院というものの教育の成果が目に見えてくるときだろうと私は思っています。

そういう意味では、あまりに安易にこの10年やってみた結果を見てすぐまた変えると。それでうまくいかなかったらまたすぐ変えるというのは、日本社会においてありがちなことですが、教育制度をそういうふうに変えていくというのは私は非常に危険

だと思っています、法科大学院側も、これまでの問題の指摘を十分に踏まえながらではありますけれども、何とか引き続き頑張っていって、この制度を将来の日本に残していければいいなと思っています。

基礎教育の重要性

加藤：改革というのは常に反動を伴うんですね。ロースクールはだめじゃないかというのは、改革に対する反動の1つの具体的な表れであって、もともと質を維持し、かつ数も確保しよう、そのためには法科大学院教育というものが必要なのだというのが最適解であったわけで、そこのところに誤りはなかったと思います。

そうすると基礎教育の具体化をどうするかというところで、既得権益を持った人がそうでないことを装って批判するということは注意深く見抜かなければいけないと思うわけです。この「LIBRA」を読んでおられる読者の方々に現状を正確に知ってもらおうというのが、今日の鼎談の役割かと思いますが、法曹養成教育、特に法科大学院は基礎教育であるわけですから、そこのところは、一般に考えられている以上に重要であると強調したいところです。

我々は学校で勉強し、修習でいろいろ教えてもらい、若手のときに先輩から伝承で学んできたということが多いわけですが、若いころに教えてもらった事柄というのは、ものすごく生きていますね。それは大学の先生から話を聞いたこともそうですし、修習中に指導弁護士から聞いた話もそうですけれども、基礎教育の重要性というのは強調してもし過ぎることはないと思います。そういう目で法科大学院制度も見えていく必要があるというのが私の考え方です。

須藤：両先生からの的確なご指摘をいただいた上で、

卑近なところを若干付け加えさせていただきますと、弁護士の方々の本音としては、そうはいわれても食えないのは困るよねという部分があります。事件を増やすためのPRも必要だと思いますが、実際には、会社ですらまだまだ訴訟に対する抵抗感があって、訴訟を起こさないで内々で解決することも少なくないですね。スピード感をもって迅速に、あまりコストをかけずに裁判所の判断が出るのが肝要であり、司法システム全体を社会的に最適化することも必要だと思っています。

また、弁護士には医療保険のような制度がないところも弱点になっていますので、そういったところも含めて、何か新しい制度などを考える必要もあるのではないのでしょうか。

それから、今回の5年一貫法曹コースの制度は、若くて優秀な人が短期間で司法試験に合格できるような制度であり、異論はありませんが、私は、短期間で司法試験に合格する人を養成するだけでなく、例えば40歳や50歳になっても、新たに法律を学んで弁護士や法律家になりたいと考える人が入学して来て、学んで、法律家になっていくことを手助けすることも、ロースクールの存在意義ではないかと考えています。儲からなくても弁護士として困っている人を助けたいという使命感を持って勉強している人たちも一定数いるわけです。目から鼻に抜けるようなタイプではなくて、教えても教えてもなかなか理解が進まない人もいて、時間はかかるのですけれども、最後には何とかマスターして司法試験に受かっていく人もいるのです。

社会への一定の寄与

須藤：そういうプロセス全体、システム全体としての

ロースクールという制度が社会的に一定の寄与をしているのではないかと感じています。

そういった意味で、司法試験の合格率だけではなく、ロースクール全体をもう少し冷静に時間をかけて検討することが必要ではないでしょうか。どのロースクールも経営的には大きな赤字だそうです。約100万円の授業料で40人入ってきても4000万円にしかなりません。先生の給料すら全然賄えないのに、日大では都心にビルを3つ使ってロースクールをやっているわけです。それは、ルーツが「日本法律学校」だというだけではなく、日本社会の役に立つ法律実務家、国際的に活躍できる弁護士、恵まれない人たちのためにも一生懸命に働く弁護士、そういった人材を養成するという、ロースクールの社会的な役割を果たそうという考えがあるわけです。この座談会をお読みいただいている弁護士の皆様にも、そういったロースクール全体を見ながら議論していただければ大変ありがたいというのが、ロースクールの教員としての願いです。

加藤：ちょっと一言。今のことで触発されて思ったんですけれども、提携している地方の法学部があるわけですね。法科大学院と地方の大学との間がうまくワークできれば、流動性が生じる。地方の視点を持った学生さんが都会に来てまた戻っていくという、よいメカニズムになるので、それも多様性の1つを深める要素になるかなと思います。3プラス2、はそこも期待しているところがあります。

須藤：それでは、これをもって本日の座談会を終了させていただきます。言い過ぎや失礼な点もあったかと思いますが、何とぞご容赦いただければ幸いです。ありがとうございました。

*この座談会はLIBRA編集会議が開催しました。

ソプラノ歌手

寺島夕紗子さん

「ざわわ ざわわ」……誰もがどこかで耳にしたことのある「さとうきび畑」。沖縄の風が感じられるゆったりとしたメロディー、そして、哀しみと祈りを込めた歌詩は、聴く人の心に深く染み入り、揺さぶります。

作詩作曲をされた寺島尚彦氏（1930年～2004年）の生きざまを家族として身近で見えてこられ、また、ご自身も、ソプラノ歌手として、この歌を歌い継いでいる寺島夕紗子さんに、お父上のこと、沖縄のこと、平和のことをお伺いしました。

聞き手・構成：田中みどり

*表紙裏「リブラギャラリー」に関連するカラー写真を掲載しています。



— 今は、ソプラノ歌手として舞台上で活躍なさっていますが、主に、どのような歌を歌っていらっしゃるのですか？

日本では、私の学生時代はドイツ音楽（ドイツリート）を学ぶのが主流でしたが、私は、大学でフランス音楽を専攻し、大学院でさらにスペイン音楽を学びました。人があまり歌わない分野を、というあまのじゃく精神もありましたが、そこから民族音楽なども勉強して、今はコンサートの趣旨によってお客様に喜んでいただける歌を選んで演奏しています。

— ご家族は、音楽一家だったのでしょうか？

はい。父は作曲家。母は1960年に結成された「ヴォーチェ・アンジェリカ」という六重唱団のメンバーで、テレビ・ラジオで芸能活動をしていました。姉も、大学で声楽を専攻しました。

— 将来、声楽家になりたいと思ったのはいつ頃ですか？

たぶん幼稚園のときだと思います。母が歌っている姿をテレビで見たりしていて、子供心なりに印象深かったのかもしれませんが。将来、何になりたいのか聞かれたときに、「お花屋さん」「お菓子屋さん」と答えたりしていても、ずっと歌手になりたいという気持ちは揺らぎませんでした。人に直接的に何かを伝えることができるのが歌だと思っていたので。そして、両親と

姉と同様に、私も東京藝術大学に進学しました。

— お父様が、「さとうきび畑」を作詩作曲なさったのですね。

そうです。父が、自ら作詩をして、曲をつけました。

— お父様と沖縄の接点は？

東京育ちの父は、大学で作曲を学びましたが、卒業したての頃は作曲だけでは生活ができません。そのため、シャンソン歌手の石井好子さんの伴奏者として、「寺島尚彦とリズム・シャンソネット」というコンボバンドを率い、自らもピアノを弾くことで、生計を立てていました。父は、この経験で音楽家に必要な「場数」を数えきれないほど踏むことができましたし、石井さんは、父の作品を歌ってくださったりして、本当に貴重な経験でした。

そして、1964年6月に、父は、沖縄音協主催の石井さんのリサイタルのために、はじめて沖縄に行きました。これが、父と沖縄との出会いでした。

— その当時は、パスポートが必要な時代ですね。

まだ沖縄返還前です。当時は、ハワイに行くパスポートは1週間とれるのに、沖縄に行くためのパスポートは1か月以上もかかったと聞いています。

—— 返還前の沖縄は、どのような様子だったのでしょうか。

おそらく、当初は、南国情緒を楽しむような気分だったのでは。コンサート翌日に、地元の人にひめゆりの塔や壕などの戦跡を案内していただいたとのこと。当時は今のような整備がなされておらず、生々しい状態だったと思います。そして、道中でさとうきび畑の中を歩いた際、「足元には、たくさんの人々の骨が埋まったままです」という地元の方の説明を耳にした瞬間に目の前の光景がすべてモノクロームになってしまったのだそうです。ただ、さとうきび畑を吹き抜ける風の音が戦没者の嗚咽と怒号のように耳に残ったと。

そして、その夜に開催された沖縄音協主催のダンスパーティーで、父は乞われるがままにピアノを弾いたのですが、何の気もなく日本の童謡を弾いたところ、それまで踊っていた人たちの足音が静まり、いつのまにかすすり泣く声が聞こえてきて、次第に声をあわせて歌う人もでてきた。このときに、父は、沖縄の人たちの切なる思いに心を揺さぶられ、作曲家として、この経験を作品にして本土の人たちに伝えなければならぬという衝動に駆られたと言っていました。父も、東京大空襲で祖父母をなくしたり、特攻隊に志願する友人たちがいたり、軍需工場で爆撃に遭い目の前で友人が命を落としたり…、その沖縄の夜に、一度封印した様々な思いが、一気に湧き上がってきたのかもしれません。

——「ざわわ」という言葉が印象的ですが、これは？

はい、父が生み出した言葉です。さとうきび畑のあの時の風を表現するのに、「さわさわ」ではきれいすぎる、しかし、「ざわざわ」ではうるさすぎる、と、その表現としてふさわしい言葉に出会うまで2年弱もの時間を要したそうです。あるとき、「ざわわ」という言葉が、まるでニライカナイ*1からの啓示のように降りてきた、と。そしてようやく、思いをこめた詩が完成し、また、作曲に至ったのです。

—— オリジナルの曲は、11番まであるんですね。

「ざわわ」という言葉が66回繰り返されますが、全体としても10分を超える長さになりました。ですから、

父も、当初より、テレビやラジオで取り上げられることはないと言っていましたし、自ら「流行ることを拒否した歌」と言っていました。でも、音楽家として自分の受けた衝撃、そして、祈りの気持ちを表現することにこそ意味があったのだと思います。

—— しかし、次第に知られるようになった。

1975年にNHKの「みんなのうた」で流れました。もちろん、全部ではなく、1曲2分15秒の枠の範囲に編集されたものです。これを歌ってくださったのがちあきなおみさんで、これで全国的に知られるようになりました。既に森山良子さんが曲全部をレコーディングしてくださっていましたし、戦跡を案内するバスガイドさんが、バスの車内で口ずさんでくださったり、父の亡くなる直前には明石家さんまさん主演ドラマの主題歌になるなど、日本中に知られるようになりました。

—— お父様は、沖縄の人たちに受け入れられるか否か心配なさっていませんでしたか？

父が沖縄に行ったのは1964年でしたが、2回目の沖縄訪問は1995年です。その間、一度も行っていません。もちろん、常に沖縄のことは意識しており、自分なりに沖縄に思いを寄せていましたが、沖縄の人々の過酷で悲惨な戦争経験は、自分のような本土の人間が思っている戦争とは桁外れに違うことを知るにつれ、沖縄戦のことをよく知らない東京の人間が作った「さとうきび畑」が、沖縄の人たちにどのように受け止められてきたのか、その真実を知るのが怖いという思いもあったようです。

—— 沖縄再訪された後はいかがですか。

戦後50年たった1995年に、沖縄の平和祈念公園内に、「平和の礎」という慰霊碑が作られました。これは、敵味方関係なく沖縄戦などでの戦没者全ての氏名を刻んで慰霊をするものですが、父は、この記念式典の模様取材するレポーターとして沖縄に行くことになりました。そして、このときにやっと「さとうきび畑」が、沖縄の人々に受け入れられていることを知り、そして、一気に沖縄との距離が縮まりました。

* 1：海の遙か彼方の海底にあるとされる神々が棲む場所。亡くなった人の魂もそこに帰るといわれ、五穀豊稔と幸せをもたらす理想郷として沖縄の人々に信仰されている。

—— 寺島さんは、この歌をコンサートで歌うこともありますか？

はい。はじめて歌ったのは、大学院2年生の時です。秋田でのコンサートを依頼されたのですが、「さとうきび畑」もリクエストがきました。デビュー前の私は、いろいろな経験を積みたと思っていましたので、二つ返事で引き受けましたが、この「さとうきび畑」で涙を流すお客さんがいらしたのです。私はその光景に衝撃を受け、これからもこの歌を歌っていくのかもしれないと漠とした思いを持ったのです。

—— とはいえ、父の思い、娘の思いは必ずしも一致しないと思いますが。

客席の涙という経験をして、やはり、娘として、親の作品を歌うというのは、正直抵抗がありました。親の曲に頼りたくないという若いのが故の照れくささもあったかもしれません。でも、今は、親の七光り（母を合わせると十四光）は、私にとってかけがえのない大事な財産だと思っています。

—— 当時の寺島さん自身の沖縄に対する思いは？

大学生時代にボランティアで沖縄に行ったことがありましたし、沖縄は激戦地だったんだ、唯一の地上戦があったところなんだ、ということを知識として知っている程度でした。「さとうきび畑」を歌うにあたり、父に、作者としての思いを確認しましたが、「歌いたいように歌えばよい、ただし淡々と」と言われただけでした。忘れられないのは、2001年9月に沖縄で行った「さとうきび畑コンサート」でした。

—— ご家族で共演されたのですか？

1998年にデビューをした後、父と一緒にコンサートをしたり、ラジオや新聞などに出るということが増えてきました。でも、必ず別のピアニストが用意されていたので、父の伴奏で歌を歌うことはありませんでした。そうしているうちに、NHKの「そして歌は誕生した」という番組で「さとうきび畑」が取り上げられ、その番組制作のために2001年7月に父とふたりで沖縄を訪問することになりました。沖縄滞在中は、いろいろな方々とご縁ができたのですが、「ぜひ沖縄でコンサートをしたい」とお声がけをいただいたのです。

母も姉も声楽家ですので、どうせなら家族4人でコンサートをしようということになり、2001年9月14日に普天間基地に接している佐喜真美術館の丸木位里さん・俊さんの連作「沖縄戦の図」の前で、ファミリーコンサートが決まりました。

—— そのコンサートはいかがでしたか？

コンサートの日のわずか3日前、2001年9月11日に、ニューヨークで同時多発テロ事件が起こりました。たまたまその日にステージ用衣装を宅配で出したのですが、その荷物もこの混乱で間に合うかどうかかわからないという状況でした。アメリカが狙われたテロ事件ですから、沖縄の普天間基地でも戦車が並び、とにかく一種異様な緊張状態にありました。このような中でコンサートなどできるのだろうかと不安になったのに、地元の沖縄の人々は、実に泰然としていました。これが、沖縄の人々にとって日常生活なのか…ということに、驚きながらも、予定通りコンサートを開きました。このときは、外国の曲ではなく日本の曲だけのプログラムにしました。そして、はじめて父の伴奏で「さとうきび畑」を歌いました。

私は、会場やその周辺の空気に圧倒されつつ、とにかく普通に淡々といつもと同じように歌うことを意識していたのですが、歌い終わって気が付いたら、涙が止まらなくなってしまいました。自分でもよくわからなかったのですが、とにかく涙が止まらない。でも、このタイミングに、この場所で父と共演したことが、今後の自分の人生にとって大きな意味を持つことになったのです。

—— 「さとうきび畑」に対する向き合い方は変化しましたか？

基本的には変わらないです。今でもずっと「さとうきび畑」を歌っていますが、私自身は戦後生まれですから、沖縄戦も知らないし、なんの辛い思いもしていない。そんな私が、この歌を歌っていいのかな、という気持ちはいつもあります。ただ、学んだり、考えることは絶対にやめるつもりはありませんし、自分のできる範囲で、自分のできることをしていこう、という気持ちで歌い続けています。

——「さとうきび畑」が反戦歌と言われることもあるようですが。

歌をどうとらえるかは、個々人の自由だとは思いません。ただ、作者である父、それを歌う私の気持ちは、あくまでも、音楽であり、芸術であり、一つの表現方法であるということです。沖縄で受けた衝撃を自分なりに消化し、その思いの発露のために音楽という形で表現したというべきでしょうか。なので、ダイレクトに反戦歌と言われると、あんまりしっくり来ないかもしれません。

—— 2012年4月1日に、読谷村に歌碑を建立したそうですね。

沖縄の方々からの提案でした。当初、歌の誕生の地である摩文仁の丘を希望していたのですが、国有地は無理でした。そのときに、米軍が最初に上陸した地点のひとつである読谷村が手を挙げてくださいました。提供して下さった土地も、米軍に接収され、のちに返還された場所でした。

—— 費用はどのように捻出したのですか？

まず、歌碑建立実行委員会を設立し、目標金額を2000万円と決めて、全国に寄付を募りました。また、私たちも、15か月の間に13回の歌碑建立資金造成コンサートを開催して、その売り上げを全額寄付するなど、資金集めに協力しました。

しかし、実は、実行委員会を立ち上げた直後に、東日本大震災が起こりました。このような状況下では、とても目標達成は難しいだろうとも思ったのですが、私たちの平和に向けたあゆみを止めてはならないとの思いから、一歩ずつ進んでいきました。ありがたいことに、被災地の方々からもたくさんのご寄付をいただきました。

—— どのようなアイデアでデザインされたものでしょうか。

いわゆるご当地ソング的歌碑にはしたくありませんでした。沖縄の古い住宅にみられる「ヒンプン」*2、を歌碑広場のテーマにし、歌碑自体は歌の歌詞に出てくる「鉄の雨」をイメージして、特殊な鉄で作られてい

ます。また建立地・読谷村に米軍が上陸した日であり、歌碑建立記念日でもある4月1日には、碑の真ん中に開けた窓から、東シナ海に沈む夕陽が見えるようにデザインしています。これは、いずれも「二度と戦争がやってこないように」という祈りをこめています。

—— 碑は、寺島家の所有物ですか？

いいえ違います。もともと歌碑建立実行委員会が企画をしたものです。私は委員の一人として参加した立場にすぎません。そして、完成した歌碑は、読谷村に寄贈しており、完全に村の所有物になっています。

—— 歌碑建立に先立ち、お父様は2004年にお亡くなりになりました。

倒れて半年で亡くなりましたが、その間際まで、できうる限り舞台に立っていました。イラク戦争も始まっていた時期で、イラク戦争をテーマにした「ひとつだけの命」が父の遺作となりました。その当時の父は「あといくつ戦争を悲しむ歌を書けばよいのだろう」と口癖のようにつぶやいていました。

—— 芸術家の立場から見ると、弁護士はどのような存在ですか？

私たちも、実は作品を読み解くためにロジカルさが必要なのですが、さらにその上に感情を載せて表現するため、やはり気持ちが先走ってしまい、感情優先になってしまうこともあります。弁護士さんは、その先走った感情の中に、実は理屈があることを見抜き、それを掬い上げ、きちんとガイドして下さるとありがたいと思います。そして、人々が平和に生活できるように力を尽くしてください。

プロフィール たらしま・ゆさこ

東京都出身。ソプラノ歌手。洗足学園音楽大学講師。雙葉高等学校を経て、東京藝術大学声楽科卒業、同大学院修了。文化庁在外研修員としてスペインに留学。第23回フランス音楽コンクール第1位、第8回日仏声楽コンクール第2位他。国内外のコンサート、NHKテレビ、ラジオをはじめ多くのメディアに多数出演。「さとうきび畑」等3枚のCDをリリース。父は「ざわわ」という歌詞が印象的な「さとうきび畑」を作詩作曲した寺島尚彦氏。母は歌手でヴォーチェ・アンジェリカのメンバー。

*2: 家の門の内側にある目隠し。沖縄の魔物は角を曲がるのが苦手なため、直進して入ってこないように魔除けの意味もある。

4月の理事者室



副会長 木村 英明 (46期)

主な担当業務: 総会, 常議員会, 資格審査会, 懲戒, 綱紀, 総務, 人事, 入退会, 司法協議会, 不服審査, 人権賞, 労使関係, 日弁連理事会

異例の幕開け

3月, 新型コロナウイルス感染者数が増加し, 今夏のオリンピックが延期される事態となった。感染の拡大が加速する中で, 私たちは新年度を迎えた。

緊迫した状況の下, 4月1日からの挨拶回りは, 検察庁など一部の訪問先を取りやめ, 新役員は, 担当する会務の処理を始めた。

富田会長は, 日弁連副会長でもあるので, 当会と日弁連とを何度も往復されており, 私たちは, 会長が当会に戻ってきたときに短時間で打ち合わせを行った。

私は, 毎日やってくる懲戒請求のチェック, 労使交渉, 常議員会の準備, 東京地裁との連絡といった仕事をしていたが, 他の副会長は, この時期次のような仕事をしていた。

吉村副会長は, 予算・決算作成の打合せと並行して弁護士会館全体の感染症対策の会合にたびたび出席した。田島副会長は, 中小企業法律支援センターと弁護士紹介センターの機能の維持・拡充のため, 関係者との調整に追われていた。村田副会長は, 多摩支部が閉鎖されることになったため, 支部役員と連絡を取り合っていた。深沢副会長は, 緊急事態宣言が発せられた場合に縮小される法テラスの国選弁護に関する業務を当会が引き継ぐ方法の打合せを行っていた。箭内副会長は, 感染防止に関する世界各地の弁護士会とのWebによる会議の準備を始めた。

4月6日, 第1回理事者会が開かれ, 緊急事態宣言への対応やWeb会議を行えるよう各種の準備に取り掛かることなどを決定した。会議は, 昼食を挟んで3時間半に及んだ。

緊急事態宣言

4月7日午後1時から常議員会が開催された。人事案件などの重要議案に絞って短時間の開催とするという方針で臨んだ。そのため, 恒例の挨拶を省略したり, 予定されていた議案の一部を次回に回したりして, 会議は1時間で終了した。午後2時過ぎから高裁以下の各裁判所と東京三会との協議があり, 裁判所の執務の

方針が示された。午後3時から事務局の管理職との協議を行い, 8日以降の業務体制を決定した。午後5時から東京三会などの会館災害対策本部の会合が開かれ, 会館が閉鎖されることが決定された(4月13日以降, 出入口は地下1階の通用口のみ。後に午前9時15分から同10時30分の間は地下1階地下鉄連絡口を開放することに変更)。夕方, 緊急事態宣言が発出された。

4月8日から10日は, 7日と同じ体制(事務局は3月から時短勤務)で業務を行ったが, 13日からは事務局の窓口を閉め, 自宅待機の職員もいて, 会館に来る人がかなり減った。各種申請等の受付は郵便に限って行うこととした。会館地下は, コンビニエンスストアが毎日営業を継続していた。

当会の活動の縮小

緊急事態宣言が出て, 外出の抑制が要請される中, 研修は延期や中止となり, 委員会は原則として休止した。

当会の事務局も今までと同じ業務ができなくなったが, 4月に佳境を迎える予算・決算の作成, 一日たりとも中断することのできない刑事弁護, 会員からの要望が強く, 大きな収入源でもある弁護士会照会などの業務の縮小は困難であった。

出勤する職員数が減少した中で, 業務を行った職員の皆様には深く感謝する。

これから

以上のとおり, 4月の当会の活動はかなり制限された。

しかしながら, 4月23日の会員集会のようにWebによる会議を試行することもできた。最初は難しいと思っていたこともやればできることが分かった(解決すべき課題が明らかになったということもある)。

今年度の船出は, 予想外のことばかりであったが, 4月の1か月で役員の結果は強まったと思う。これからは役員一同新たなことに挑戦しつつ, 着実に会務を処理していくつもりである。会員・職員の皆様のご協力をお願いする。

1 辺野古新基地建設をめぐる 裁判の状況

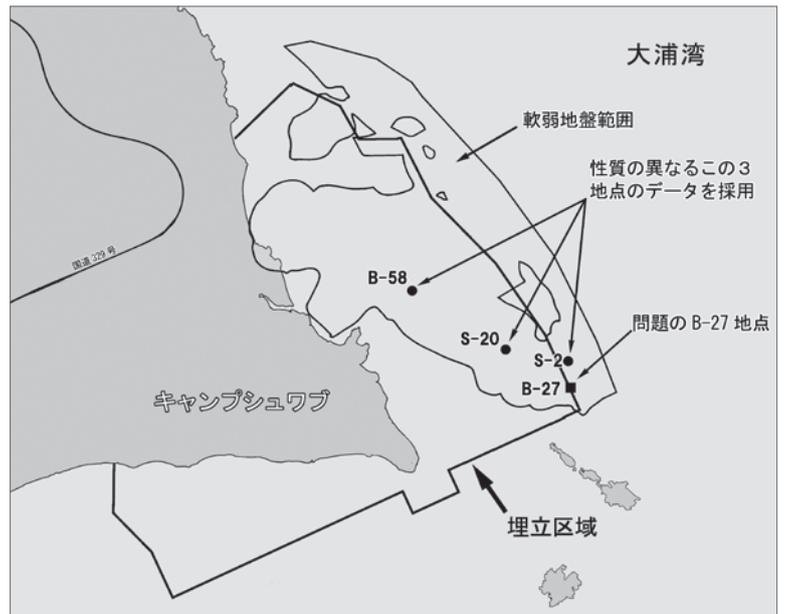
辺野古新基地建設をめぐるのは、埋立承認取消について、2016年12月の最高裁判決で沖縄県が敗訴した後に、工事が再開した。しかし、承認後に判明した、軟弱地盤、活断層、環境保全措置の問題と、仲井眞知事の承認に付した留意事項への違反について、翁長知事が逝去する直前に行った指示に基づき、2018年8月、県は埋立承認の撤回をした。これに対して、沖縄防衛局の申立により国交省は執行停止を決定したうえで、撤回を取り消す裁決をした。これについて県は関与取消訴訟を提起したが、2020年3月26日に最高裁が棄却をした。

また、撤回に対しては、周辺住民による抗告訴訟も係属しており、4人について原告適格が認められ、審理が続いている。

2 軟弱地盤の問題

撤回の根拠となった理由の一つとして、建設予定地の大浦湾海底に「マヨネーズ並み」とも指摘される軟弱地盤が存在することがあげられている。沖縄防衛局は2016年3月には軟弱地盤の存在を把握していたが2018年3月までは地質調査の報告書を国会にも提出しなかった。

防衛省は工法の変更を余儀なくされ、昨年9月に「普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会」(以下、技術検討会)を設置した。海底70メートルより下は「非常に硬い粘土層」で地盤改良



* 普天間飛行場代替施設建設事業公有水面埋立承認願書の図面データと、地盤に係る設計・施工の検討結果報告書の図面データをもとに土木技術者の奥間政則氏が作成

を行えば安定的な施工が可能と説明してきた。しかし、地盤調査の受注業者のデータからは、巨大護岸が設置される地点の真下にあたるB-27地点に最大深度90メートルの軟弱地盤が存在する可能性が指摘されていた。そして、国内には、海面下70メートルまでの地盤改良工事に対応できる作業船しかないという。

防衛省はこのことを国会審議などで指摘されると、データの隠ぺいではなく、データを採用していないことは、「船上で行う簡易的で信頼性が低い試料を用いた試験で、設計に使われることはない」などと述べ、B-27地点から離れた地盤の性質の異なる3地点(B-58, S-20, S-2)から類推した強度をもとに辺野古移設計画への影響はないと強弁した。しかし、上記データをもとにした地質学者・土木工学の研究者等による「沖縄辺野古調査団」

(代表・立石雅昭新潟大学名誉教授)の調査によれば、国土交通省が定める港湾施設の基準を満たさず、巨大護岸が崩壊する恐れがあると指摘されている。沖縄県が求めたボーリング調査も実施されていない。

このような技術的に重大な問題点があるにもかかわらず、技術検討会は、上記データについての検討を行わず工事ありきの対応をしており、客観的な助言をするのではなく、国の基地建設の追認をする機関となっている。そもそも、8人の委員のうち4人は防衛省と国土交通省に現職、元職で勤務経験があり、委員長は移設工事の一部を請け負うことになっている企業の子会社取締役の名を連ね、2人の委員(大学教授)は工事受注企業から研究のための「奨学寄附金」を受領していたと報じられており(2019年9月8日沖縄タイムス社説、2020年1月9日琉球新報社説)、技術検討会の公平性にも疑問が呈されている。

防衛省は4月10日に開催した「普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境監視等委員会」で工事計画変更について技術的な検討は終了したとして、4月21日に沖縄県に対して工事計画変更の申請を行った。

県民投票の結果もあり、沖縄県はこの申請を認めないと思われる。そうすると、国と沖縄県との紛争手続に移行することになる。

3 いったん工事を止めて 議論を尽くすことが必要

防衛省の設計変更では埋立工期は5年から9年3か月に延び、移設完了には12年を要し、総工費は9300億円に膨らむという。

大浦湾海底には軟弱地盤に止まらず、民間の地質学者から活断層の存在も指摘されている。

防衛省は、既に実施されていた大浦湾側の埋立海域で予定していた工事について、軟弱地盤の存在が判明し契約を取りやめざるを得なくなり、少なくとも6件の護岸・岸壁工事の発注を本年3月までに打ち切ったことが報じられた。うち5件は護岸や岸壁そのものの建設までに至っていないが、一部の工事や地質調査などに使われた経費として6件で81億円が支出されたという(2020年4月5日琉球新報)。

当会は、2019年3月に、「普天間基地の辺野古移設に明確に反対の意を示した沖縄県民に寄り添い、政府がその民意を尊重し真摯な対応をすることを求める会長声明」を出した。政府に沖縄県民の民意を尊重し真摯に対応することをここに求めるとともに、普天間基地の辺野古移設問題は、沖縄だけではなく日本全体の問題であることから、個人の尊厳と法の下での平等及び地方自治の本旨を守るため、沖縄県民に寄り添い、沖縄弁護士会をはじめ全国の弁護士会と連携し、いま何をすべきかを引き続き検討する決意を示した。

辺野古新基地建設は、何度も示されてきた沖縄県民の民意に反する。地質学的にも技術的にも、埋立工事実施が困難な海底70メートルを超える深さの軟弱地盤が指摘されているのに、防衛省は解決策を示すことなく安全性が確認できない設計変更を強行しようとしている。このような状況で、沖縄にさらなる基地負担を押し付けることは、沖縄県民の尊厳と法の下での平等及び地方自治の本旨に反する状態と言えるのであり、現時点ではいったん工事を止めることを求め、全国民の課題として改めて議論を呼びかける取り組みこそ必要であると思う。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第103回 パンデミック後の市民的自由を守れるか

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63期)

2020年4月17日現在、新型コロナウイルス(Covid-19)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こしている。日本でも4月7日夜、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型コロナ特措法)に基づく緊急事態宣言が発出され、「不要不急の外出に対する自粛要請」が続いている。

この自粛要請のため多くの市民の収入が激減しているが、この損失に対する補助金(支給金・協力金)ないし損失補償(憲法29条3項)給付が現時点でも実施されていない。このため、生活の必要の為にやむを得ず出勤や営業を続ける市民も少なくない。

諸外国では、罰則付きの外出禁止命令や営業停止命令が出される例*1が相次ぎ、また、携帯電話のGPS情報を用いた感染者情報の取得と監視・公開を行う例*2もある。それらの措置により感染者増加が減速したとみられる国や地域もある*3ことから、我が国でも十分な補償と引換えの強制措置を求める市民が少なくない。一部では、非常事態条項を含む憲法改正につなげようとする声もある。

しかし、強制措置を求める主張は「強制でないため補償はできない」という誤った前提に流されたものである。自粛に対する損失補償・補助金の支出は憲法

上可能であり、むしろ要請ですらある。まず生活に必要な金銭の先払い*4により市民の自発的協力を促し、なお市民の協力が得られず感染拡大が続く場合に限り、強制力の議論をする前提が整うであろう。

また、非常事態を理由に、自由の制限や監視機能の強化を政府に認めることの危険は歴史が教える通りである。非常事態に政府が国民のプライバシー情報(GPS履歴情報*5)を利用した後、その際の利便性を立法事実として平時にも活用可能とされる恐れがある。

勿論、市民多数の生命身体に危険が及ぶ非常事態に、自由の制限が一定程度必要となることはやむを得ず、日本国憲法も「公共の福祉」*6のための必要最小限の人権制約を認めている。現状の新型コロナ特措法や感染症予防法以上の強制処分についても、それが市民の権利を保護するために真に必要不可欠であれば、憲法自体に緊急事態条項を設けるまでもなく、憲法が許容する立法で対応可能であろう*7。

パンデミック後の新たな時代を、安全と自由のトレードオフにするのではなく、安全と自由の両立とすることはできないか、市民の皆さんと共に考え続けたい。

*1：中国武漢市、欧州各国、ロシア、米国CA州、NY州など。

*2：中国、ロシア、韓国など。但し韓国は対象者の同意を前提としている。

*3：中国、台湾、韓国、ドイツ、米CA州など。本稿作成時点ではまだ予断を許さない。

*4：4月16日、一律10万円の支給が発表された。5月1日、居住者に「特別定額給付金」、中小業者に「持続化給付金」の申請受付が始まった。

*5：「GPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして…強制的処分に当たる」(2017年3月15日最高裁大法廷判決)

*6：経済的自由権に対する規制目的「積極消極二分論」を形式的に当てはめるだけの議論をするのは適切でないと思われる。また、損失補償の可否については、規制目的も重要な考慮要素の1つとなると思われる。

*7：思想信条の自由等は制限できず、検閲も許容されない。他方、感染症対策の緊急事態に於いては、あらゆる情報を収集し、いかなる措置が必要かを十分に吟味する時間はなく、行為時点では過早で過剰な措置こそ結果的に適切になるジレンマがあるように思われる。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第86回 東京地判平成31年2月25日

(ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス事件/労判1212号69頁)
中途採用のアナリストに対する本採用拒否が有効とされた例

労働法制特別委員会幹事 高橋 寛 (70期)



第1 事案の概要

1 Xは、平成22年3月に大学を卒業した後、国内信託銀行を含む他職での就業を経て、平成27年5月22日にY1との間で、同年7月10日を始期とする期間の定めのない労働契約を締結した（以下「本件労働契約」という）。

Y1は、採用募集に際し、当該人材に係る責任として、日次、週次又は月次での当局宛て報告書の作成又はその正確性の確認等を挙げているほか、当該人材に係る基本的資質として、大学卒以上、金融業務における5年以上の実務経験、複雑な金融商品・機能に関するデータ分析、情報技術、業務運営プロセス及びコンプライアンス等の業務経験が求められるものとしていた。

本件労働契約においては、就業場所及び職務の内容としてY1の関連会社である証券会社Y2で証券アナリストとして勤務すること、試用期間は3か月間であることが定められており、賃金は年俸670万円だった。

2 Xは、同年7月10日からY2のオペレーションズ部門（以下「本件部門」という）における勤務を開始した。また、Xは本件部門のうち、監督官庁又は取引所の法令等により定められた定期的な報告書の作成・提出等を主に担当するレギュラトリー・オペレーションズ部のポジションチーム（以下「本件チーム」という）に配属された。本件チームには、Xのほか、Xの上司を含めた数名の従業員で構成されていた。

3 勤務開始後から、Xにミスが見られたため、平成27年8月19日（勤務開始の約1か月後）本件チームにおけるXの上司は、本件部門の部長の指示に基づきXのミスを記録するとともに、Xに対し、

ミスを減らすための措置を考え、報告をするように指示した。

しかし、その後もXには顧客口座番号の誤り、レポート作成の失念、セカンドチェックの不履行などのミスが見られ、上司らが複数回面談を行ったが、改善されなかった。

Y1は、Xに対し、同年9月25日付の書面により、就業規則で定める「試用期間対象者を社員として勤務させることが不相当であると決定した場合」にあたるとして試用期間満了日である同年10月10日付でXを解雇する旨の通知をした（以下「本件解雇」という）。

第2 争点

本件解雇の有効性

第3 判決要旨

請求棄却（解雇有効）

1 判断基準

「Y1の募集の内容やX自身の経歴や履歴書の記載をも考慮すると、Xは、いわゆる大学新卒者の新規採用等とは異なり、その職務経験等を生かした業務の遂行が期待され、Y1の求める人材の要件を満たす経験者として、いわば即戦力として採用されたものと認めるのが相当であり、かつ、Xもその採用の趣旨を理解していたものというべきである。」

そして、試用期間に関する就業規則の内容も併せて考えると、本件で留保された解約権は、「試用期間中の執務状況等についての観察等に基づく採否の最終決定権を留保する趣旨のものであると解されるから、その解約権の行使の効力を考えるに当たっては、

上記のようなXに係る採用の趣旨を前提とした上で、当該観察等によってY1が知悉した事実に照らしてXを引き続き雇用しておくことが適当でない判断することがこの最終決定権の留保の趣旨に徴して客観的に合理的理由を欠くものかどうか、社会通念上相当であると認められないものかどうかを検討すべきことになる。」

2 Xの勤務状況

Xは、少なくとも平成27年8月19日以後は、毎営業日について少なくない数の業務遂行上のミスをしており、この日以前についても、同日以降の状況と同様に、Xが業務遂行上のミスを少なからずしていたものと推認するのが相当である。

Xがした多数のミスは、決して軽微なものとは評価すべきものということではできないし、上司らが多数回にわたってXに対して指導等を行ったものの、有意の改善が見られなかったものと認めるのが相当である。

3 結論

Xに係る採用の趣旨を前提とし、以上の点に加え、Xの業務上のミスが、そもそも指導等によって改善を期待するというよりも、自らの注意不足や慎重な態度を欠くことにも由来するものであると考えられることなどの諸事情を総合的に考慮すると、Xに対する指導の中では「いづらか改善がみられる」旨が言及されたこと等の事情があったとしても、Xを引き続き雇用しておくことが適当でないとのY1の判断が客観的に合理的理由を欠くものであるとか、社会通念上相当なものであると認められないものであるとは、解し難い。

したがって、本件解雇は、権利の濫用に当たるとはいうことはできず、有効なものというべきである。

第4 検討

試用期間満了時の本採用拒否は、解約権が留保された労働契約における解約権の行使にあたり、その留保の趣旨、目的に照らして、解雇権濫用の枠組み（労契法16条）により判断されることになる。

「経験者」として採用された中途採用者の本採用拒否に関し、「通常の解雇に比べ広く認められる余地があるにしても、その範囲はそれほど広いものではなく」と述べる裁判例（東京地判平成24年8月23日労判1061号28頁）がみられる一方で、近時では「経験者」としての採用の経緯を重視し、能力不足や適格性不足を理由とする解雇の客観的合理性と社会通念上の相当性を肯定する裁判例も少なくない（東京地判平成31年1月11日労判1204号62頁、東京地判平成27年10月9日労経速2270号17頁など）。

本判決は、Y1の採用募集時における求める人材の記載やX自身の経歴及びY1への履歴書の記載から、Y1が即戦力としての人材を求めており、Xもそのことを理解していたと述べている。これを前提に本判決は、本件解雇の有効性の判断にあたっては、そうした採用の趣旨を前提とするとしている。

その上で、結論としては、Xの業務上のミスが多く、自身の注意不足や態度に由来するものであることから、Y1側から「いづらか改善がみられる」旨の言及があったとしても、本件解雇には客観的に合理的な理由があり、社会通念上も相当なものとされた。

本判決では、中途採用の採用過程の事実をもとに「解約権留保の趣旨、目的」を具体的に挙げ、解雇の客観的合理性と社会通念上の相当性を判断している。解雇事案においては一般的に解雇に至る事実の認定が詳細に行われることが多い。本判決も事例判断ではあるが、中途採用者に対する本採用拒否事案においてどのような主張立証を行うべきかという点で労働者側にも使用者側にも参考になるといえる。

東弁 往 来

第69回 弁護士法人多摩パブリック法律事務所

～パブリック系弁護士は、今日も地域のためにがんばっている～



会員 芝崎 勇介 (66期)

2013年1月、日本司法支援センター養成弁護士として採用され、弁護士法人東京パブリック法律事務所（東京都豊島区）の客員弁護士として勤務したのち、2014年1月、同センター常勤弁護士として法テラス多摩法律事務所（東京都立川市）に異動となった。2018年2月、弁護士法人多摩パブリック法律事務所（同市）に常勤弁護士として採用され、現在に至る。

弁護士法人
多摩パブリック法律事務所
(東京都立川市)

1. 東弁往来していない弁護士が書く東弁往来

私は、東京弁護士会が設立した公設事務所である弁護士法人東京パブリック法律事務所（通称「東パブ」）で養成を受け、その後、日本司法支援センター（法テラス）の常勤弁護士として法テラス多摩法律事務所に赴任し、現在は東パブと同系列の弁護士法人多摩パブリック法律事務所（通称「多摩パブ」）に勤務しています。生粋の東弁弁護士です。

「東弁」を出て「往」ったり、逆に戻って「来」たりした弁護士の活動・活躍を取り上げるのが、「東弁往来」欄だと理解しています。その意味では、私は、登録当初から今まで一度も東弁を往来したことがありませんから、執筆者として不適格です。同じく、前回（「第68回 法テラス多摩法律事務所～都市部で働くスタッフ弁護士」本誌2020年3月号48頁）の長谷川翼会員は、東弁を往来したことがなかった上、私の後輩で、東パブで養成を受けて、法テラス多摩法律事務所に赴任したところまで、私とキャリアが被って



事務所の玄関

いました。しかも、東パブも法テラス多摩法律事務所も多摩パブも、都市部に潜む司法アクセスの問題を解決するという目標を共有しています。東弁を往来していない弁護士として、私が書くべきことは、長谷川会員が前記記事で書き尽くして

れました。もはやネタ切れの感じが否めません。それでも執筆依頼を受けてしまった以上は、昨今、一部会員からの風当たりが強いパブリック系弁護士について、なにがしかを書き綴ってみます。私たちは、東弁の穀潰しではないのです！

2. マーケットを選ばない弁護士だって必要だ

ある破産事件で、管財人の方から言われた一言がなんとなく心に残っています。「先生の事務所は、マーケットを広くお取りになっているから、こういう方の依頼も受けなくてはいけなくて、大変ですね」。確かに、私の依頼者は、生活力が低い上、連絡がつきにくい、だらしのない方でした。ただ、私には、そうした方の依頼を断る発想がありませんでした。むしろ、そうした方の役に立ってこそ弁護士だという気持ちがありました。敢えてマーケットを広く取っている感覚はなかったのです。管財人の方から前記のように言われて、そうか私たちはマーケットを広く取っているように見られているのだと自覚しました。

そう言えば、最近も、身体・精神障害をお持ちで、ギャンブルのために生活に困窮した高齢者の方の家に何度も通いつつ、市役所でケース会議を開いて、保健所、福祉事務所、障害福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、ヘルパー事業所の方々と連携して、転居と生活保護の受給を実現させた上、破産手続をとったケースがありました。なかなか癖が強い方でしたから、互いに喧嘩をしながら、やっとこさ安心できる生活を確保できました。この方は、出張相

談に来た弁護士に2回断られた後、私たちの下に辿りつきました。こういう手間隙かかるケースに好き好んで手を出す弁護士は、あまり多くないのかもしれない。



事務所が入っている菊屋ビル



事務所周辺の様子

経済的にも精神的にも弁護

士業を going concern させるには、依頼者の選別が必要だという声が聞こえます。法テラスとの契約を切ったら、ストレスフリーになった上、却って売上が上がったと言う方もいるようです。このことを私は否定するつもりはありません。弁護士と言えども、ひとつの事業であることに変わりはありません。弁護士それぞれが自分の能力を発揮できる分野と環境で、持続可能な働き方で仕事をするのは、重要なことです。そのためにも、顧客やマーケットを選ぶ自由があります。

他方で、そうした選別から漏れやすい方々にも、当然のことながら、護られるべき権利があります。リーガル・アクセスは、確保されなくてはなりません。だからこそ、私たちパブリック系弁護士が必要です。私たちは、マーケットを選びません。生きづらさや問題解決能力の乏しさ故に弁護士に辿りつかなかった人たちに手を伸ばします。弁護士が事業として自由に弁護士業を営むことと、遍く人々の権利擁護を図ることをとを総体として実現するために、公設事務所はあるのです。

3. 地域の困難ケースを解決することで 地域の役に立つ

多摩パブの事件の供給源は、地域の公的機関（市役所、消費生活センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会等）です。高齢・障害・貧困等により生きづらさを抱えていたり、問題解決能力が乏しかったりする人たちは、弁護士につながるよりも、まず先に公的機関に相談をしていたり、公的機関が気付いて支援に当たっていたりします。多摩パブは、毎年、多摩地域30市町村全てを訪ね回って（「地域回り」と呼んでいます）、公的機関の現場の職員の方たちと顔が見える関係を作り、日々、連絡を取り合っています。その職員の方たちが困った人を見つけて、事務所に紹介してくれるのです。

多摩パブとしては、地域の役に立ちたい！困った人

を助けたい！と言って地域を回っている手前、「うちがやらないきゃ、誰がやる？」という気概を持って、原則として事件の依頼を断りません。それらの事件の中には、手間がかかるもの（困難ケース）が相当数含まれています。13名の所属弁護士がそれぞれの得意分野と持ち味を活かして、採算を気にしながらも気にし過ぎずに（薄利になりがちですが、みんなで利益を出して、みんなで損失を補っています）、困難ケースの解決に当たっています。組織的かつ継続的に大量の困難ケースを取り扱っているところが多摩パブの特長です。

4. 蛹化する多摩パブ

多摩パブは、いま、新たな形態に変わるべく、準備を始めています。

多摩地域では、例に漏れず、高齢社会になったことに伴い、後見事件が日に日に増えています。しかし、担い手は、不足しています。多摩パブにも、後見事件を受けてほしいという要望が絶えず寄せられています。こうした期待に応えて、多摩パブは、一時期、積極的に後見事件を受けていました。正職員として社会福祉士を雇用し、後見事件に質と量とが伴って対応できる体制を整えてきました。ところがじきに限界を迎えます。受任件数が130件に迫ったあたりで、キャパシティを超えてしまいました。そこから受任の抑制を始め、現在受任中の後見事件は、約100件にまで減りました。

私たちは、地域の溢れる後見ニーズに対応できていないことを悔しく思っています。そこで、現在、後見専従チームを構想するなど集中的に後見事件を担える基盤作りに着手しています。1年と経たないうちに、新たな事務所へと羽化できるはずです。

変化する地域のニーズに応えながら、公設以外の弁護士が対応しづらい隙間を埋めていく。これがパブリック系弁護士の役割です。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

17期(1963/昭和38年)

昔々の物語



会員 神山 美智子 (17期)

空気の悪い世田谷区羽根木

私は1963(昭和38)年4月に修習開始の17期であるが、前月の3月に結婚した。夫は当時就職しており、婚姻による改姓を選ぶなら私であろうから、社会生活を始める前だと考えたためである。

当時、夫の高校時代の友人である同期の服部信也会員が世田谷区羽根木に住んでおられ、近くのアパートを紹介してくれた。

4月になり修習が始まると、驚くべきことに、同じ羽根木町内に、あと2人の同期生が住んでいることが判明した。故山田正明会員と裁判官になった小田原満知子さんである。これを知った山田さんは、「どうりで羽根木町の空気が悪いはずだ!」と笑った。

同期つながりの引っ越し

その後弁護士になってから、大学に進学した実弟の故山岡正明群馬弁護士会元会長と同居するため小平に移転したが、「大学からあまりに遠い」として弟が出て行ってしまってから、私たち夫婦も都心回帰を考えていた。そのころ、同期の故菅原瞳岩手弁護士会元会長から、「盛岡に転居するので借家を引き継がないか」との温かい申し出があり、1966年新宿区甲良町の一軒家に引っ越した。ちなみに私は菅原さんご夫婦の結婚式で、同期の宮里邦雄会員と2人で司会を務めたことがある。この家は住み心地こそ非常に良かったが、押入れの天井から空の光が差し込むような古い家で、家主の改築の申し出により2年後退去した。

紀尾井町校舎

古い校舎で床に穴もあり、ペンが落ちたら拾えないと言われていた。紀尾井町には、できたばかりのホテルニューオータニがあり、最上階の回転レストランが有名

で、同じクラスの修習生3人でコーヒーでも飲もうと出かけたことがある。ところが、入口に立っていた黒いタキシード姿の人から、「ネクタイを着用していない方のご入場はお断りします」と言われてさすが引き返した。その後子どもでも入れるレストランになったが、当時は格式の高さを誇っていたのだと思う。

充実していた社会見学

修習生は社会的に未熟として、幅広い社会見学が実施された。女性修習生だけで、栃木女子刑務所の視察に行ったことがある。警視庁私服刑事のスリ見回りでは、女性修習生は女性刑事とともに、デパートでの置き引き・万引き見回りに同行させてもらった。17期500名のうち女性が24人、隔世の感がある。他にパトカー試乗もあったが、事件に遭遇したことは一度もなかった。

修習の最後は、機関車運転席試乗と旅行で、この旅行に同行を呼びかけられなかった修習生は落第だと言われていたが、幸い落第者はなかった。

教官のアドバイス

民弁の故小池金市教官からは、財産三分法をアドバイスされた。報酬が入ったら全部使わず、3分の1は老後のため、3分の1は不時の出費のため蓄えろというものだったが、その後、3分できるほどの収入を得たことはなかった。

民裁の故岩村弘雄教官は、10時に出廷することで有名で、代理人が時間に遅れると「今何時だと思ってますか?」と嫌味を言ったとのこと。以来私は法廷に遅れたことは一度もない。

今回の原稿執筆に当たっては、服部信也会員と西嶋勝彦会員のお力をお借りした。この場でお礼を述べる。

72 期リレーエッセイ

法律起案とBGM

会員 石木 貴治



決して若くはないけれど、それでもピカピカの新人弁護士として執務を開始し、もう2か月になろうとしています(本稿執筆時)。入った事務所は弁護士同士、弁護士と事務職員との間とも互いに気遣いが感じられ、なかなか働きやすいです。取り扱う案件の分野も広くて、社会人の間に得たスキルを活かしつつ、いろいろな弁護士業務を経験できそうで楽しみです。というか楽しんでます。採用してくれた代表らに感謝したり、入所を決めた自分の直感を自画自賛したりしているのですが、事務所に出勤した初日、度肝を抜かれたことがあります。

洋楽のBGMがかかっている…。

当事務所は、起業・法人設立をサポートする税理士法人を起点にした、多士業ワンストップサービスを提供するグループ内の弁護士法人です。多士業の法人が連携して、ベンチャー企業への営業をかけていきます。そんな雰囲気を盛り上げるためなのでしょう、仕事の邪魔にならない絶妙な音量で有線放送(ですから、著作権法上は問題ございません)が流れているのです。

正直いって、ちょっとチャライ(ちゃらちゃらとした、軽佻浮薄のきらいがある)かな、とも思いました。代表弁護士・先輩弁護士も、予定表に「外出:起案」とか記入しています。ああ、グリグリ思考力を使う法律関係の起案は「最新☆洋楽」チャンネルの流れるオフィスでは難しいのかしらん。おや、私の席の頭上にちょうどスピーカーがあるではないですか…、などと考えていました。

ところが、執務を始めてみると、BGMがあると起案の調子がいいのです。いや、正確にいうと、かかっ

ていないと調子が出ないのです。入所して1か月半もしたころ、とうとう休日出勤し、BGMの止まったオフィスに向きました。相手方代理人への通知文を起案していると、さっぱり筆が(キーボードですよ、もちろん)進みません。珍しく二日酔いではないし、昼まで寝ていたから睡眠は十分だし、ひょっとしてこれか?とスマートフォンで手持ちの曲を聴き始めると、結構楽に書き上げることができました。

ひょっとしてこれか、と思いついたのは、むかし勤めていた会社のバスケットボール部に、ダッシュなど基礎練習の間、ポータブルステレオからラップを流す先輩がいたからです。これもちょっとチャライかな、と思っていたのですが、ある日その先輩が練習を休んで、BGMがなくなると、基礎練習の間じゅう、体がえらく重いのです。「音楽の力」というのは、私くらいの個人が対象であれば、十分に威力を発揮する模様です。

BGMは何でもいいのですが、日本語の歌詞があると思いが引張られて起案に向きません。司法試験は、モーツァルトのCD集をスマートフォンに保存して、それを聴きながら乗り切りました。会社員時代、インハウスロイヤーだった上司・先輩がともにクラシックを嗜んでいたのも、これにあやかりとしたのですが、結局曲名などはまったく覚えられませんでした。

ところで牛舎にモーツァルトを流すと、乳牛の乳の出がよくなるとか。牛はクラシックの曲名なんか当然認識していませんよね。曲名もよく知らないBGMで起案の流れがよくなる弊職の神経も、牛さんレベルなのかもしれません…。

『切腹』

1962年／日本／小林正樹監督作品

武士における理窟と人情

会員 安部 慶彦 (69期)

ここ最近で心に残る映画といえば「名探偵ピカチュウ」一択であるが、感想を言おうにも二言目には「ピカチュウかわいい」となってしまう、およそ実のある感想を書けそうにもない。というわけで「名探偵ピカチュウ」は諦めて、「切腹」を紹介したいと思う。

「切腹」は、1962年に公開された日本映画界の名作である。白黒映画が主流であった時代の映画であるが、そこで描かれたテーマは今もなお普遍である。

この映画のあらすじはこうだ。寛永7年(1630年)、江戸市中では食い詰めた浪人が大名屋敷に押しかけ「このままでは生き恥を晒すだけだから、玄関先で深く腹掻っ捌いて切腹したい」などと迫り、なにがしかの金品を巻き上げる、現代の強請屋も真っ青な手法が「流行って」いた。そんな中、名門井伊家にも津雲半四郎と名乗る浪人が井伊家で切腹したいと訪ねてきた。そこで、井伊家家老の斉藤勘解由は、同じように同家を訪ねてきた千々岩求女という浪人の話を聞かせる。求女は、半四郎と同じく井伊家で切腹したいと申し出た浪人であったが、当然、彼には切腹する心積もりなど毛頭ないし、それは求女の応対をした勘解由ら家臣も全員心得ている。しかし、このような浪人に手を焼いていた勘解由らは、本当に求女に切腹させるべく、同家の庭を貸し与える。求女は、武士としての面目もありこれを断ることができない。そこで切腹の直前、せめて一両日の猶予が欲しいと勘解由に申し向けるが、勘解由は、武士である以上二言はないとしてこれを受け入れない。さらに、求女は「武士の魂」である刀までも質に入れていたため、脇差は竹光であったが、求女に対

してこの竹光で切腹するよう命じる。覚悟を決めた求女は遂に竹光で切腹を始めるも、それは凄まじい苦痛である。求女は介錯を求めるが、介錯人は意図的に介錯を遅らせ、更なる苦痛を与える。勘解由は半四郎にこの話を聞かせることで切腹を諦めさせようとしたのであるが、半四郎の決意は動かない。そこで、求女が切腹をした庭で半四郎に切腹させることとしたが、切腹の直前、半四郎が「身の上話」を始める。

この映画の主題は、外面を重視し、時に残酷を強いる武士道への強烈な批判である。半四郎が「所詮、武士の面目などと申すものは、単にその上辺だけを飾るもの」と述べることに表れている。しかしこの映画からは、我々が縛られる世間体や、個々人の事情を無視した形式論に対する鋭い批判をも読み取ることができる。

法律家は、時に、当事者の感情を顧みない形式論により事案の解決を図らざるを得ないことがある。しかし半四郎は、形式論(武士道)に則ることではなく、その中で多少なりとも求女の事情を聞いてやらなかったこと、お互いにより良い解決策がなかったかどうかを顧みもしないことを責めているのである。半四郎が「いかに武士とはいえ、所詮は血の通うてる人間」というように、法も社会も、人間が作ったものであることを忘れてはならないことを改めて思わせる。

この映画を見終えて、我妻榮「法律における理窟と人情」(1955年、第2版、日本評論社)の読後感を思い出した。法律家にとって大切なものも伝えている作品であるように思う。



弁護士と野球

会員 高橋 勝徳 (9期)

横浜で生まれて育った私が野球を始めたのは、小学校1年生になった昭和13年(1938年)頃からで、ラジオでは神宮球場の東京六大学野球や後楽園球場の職業野球の中継をしていたし、休日には父に連れられて観に行っていた。

私は巨人ファンではなく、横浜生まれで名二塁手の荻田久徳選手(野球殿堂入り)がいた東京セネターズ(現在の日本ハム)が好きだった。

日本人は本当に野球が好きだと思う。アメリカと戦争をしながら、陸軍の締め付けが強まる中で、敗戦の前年の昭和19年(1944年)の途中まで職業野球の試合を行っていたし、敗戦直後の11月には、東西對抗戦という形で後楽園球場で試合を行った。

昭和21年(1946年)からは職業野球のリーグ戦が始まった。昭和23年(1948年)の夏には、当時、米軍に接収され照明設備があった、横浜の平和球場で巨人対中日の2試合が公式戦として行われた。私は、その試合を観に行ったのだが、その頃の照度は、現在よりも低く、選手は捕球するのに苦労していた。

前置きが長くなってしまったが、私は弁護士登録してからすぐに弁護士の野球チームに入った。その頃は、春と秋に行われる裁判官・検察官・弁護士(東京三弁護士会合同の東京弁護士野球クラブ)の各チームが対戦する法曹野球が主なものだった。

その当時、大阪弁護士野球団と名古屋ローヤーズが毎年試合を行っていることを知り、昭和40年(1965年)に私が大阪地裁に行ったときに大阪弁護士会事務局を訪れ、東西對抗戦の開催を申し入れ、更に名古屋チームを加え、昭和41年(1966年)秋に名古屋の中日球場で東京・大阪・名古屋の3チームによる野球大会が開催された。プロ野球のコミッショナー委員(3人のコミッショナーの合議制)だった中松潤之助弁護士(二弁)がこの年の日弁連会長で、野球大会の開催ではお世話になった。その後、規模を全国に拡大したのが日弁連野球で、昭和56年(1981年)に名古屋

の中日球場で第1回大会を開催し、今年は40回目を迎えることになった。この間参加チームは年々増加し、現在、北海道から沖縄まで33チームに達し、全国52単位会の6割を超える文字どおりの日弁連野球大会になっている。

弁護士の野球というと、私のように、好きなだけで(私は好きだから現在も日弁連野球に携わっている)野球をやっている人間の草野球だと思っておられる方が多いかもしれないが、文武両道に秀で、高校や大学で活躍した人も多い。

矢口洪一元最高裁長官も法曹野球の常連だった。元日弁連会長の本林徹会員(15期)も東京チームの一員だったし、清水幹裕会員(27期)は東大野球部、卒業後は六大学野球や高校野球、社会人野球の審判を長く務めていた。前日弁連会長の菊地裕太郎会員(33期)も、選手・監督として日弁連野球大会の優勝に貢献した。

今年は、第40回の記念大会で、10月8日、9日に名古屋ドームで行われることになっており、既に予選の組み合わせ抽選も終わっているが、新型コロナウイルスの影響でどうなるのか心配である。早く終息してくれることを祈っている(新型コロナの影響で中止になってしまった)。

東京弁護士野球クラブの26回目の優勝と日弁連野球の更なる発展を祈念する次第である。



第12回日弁連野球大会開会式の様子

新型コロナウイルス感染対策としての仮放免に伴う生活支援と全件收容主義の是正を求める会長声明

1 新型コロナウイルス対策としての仮放免の評価

入管施設は、多くの外国人が閉鎖空間に收容されて起居を共にし、密集・密接の状態が避け難く、ひとたび新型コロナウイルス感染症が発生すれば即座に感染が拡大する可能性が高い。このことは、法務大臣自身、收容施設における感染リスクに言及しているところでもある（2020年4月17日法務大臣記者会見）。

国連移住ネットワーク入管收容代替措置に関するワーキンググループでは既に、2020年4月29日に、「COVID-19と入管收容：政府と他のステークホルダーは何ができるか？」と題する文書（以下「国連WG提言」という。）を公表し、「適切なセーフガードを講じ、收容されているすべての移住者を、非拘禁的な、コミュニティベースの代替措置へと解放すること」などを求めている。

この点、出入国在留管理庁は今年5月1日、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を策定し、「特に仮放免を行うことが適当でないと認められる場合（明らかに感染している場合若しくは感染の疑いがあると判断される場合を含む。）を除き、仮放免を積極的に活用すること。」とした（同マニュアル22頁）。

在留資格のない外国人であっても、その人身の自由は最大限尊重されるべきであり、これに対する重大な制約である收容は必要最小限度のものにとどめるべきである。このような見地から、今般の仮放免を積極的に活用し、收容を回避すること自体は正しい方針であり、歓迎したい。

2 仮放免に伴う生活支援の必要性

出入国在留管理庁は、在留資格のない外国人に対して仮放

免を活用するとしながらも、仮放免後の外国人の生活に関する施策は示していない。我が国においては、仮放免された外国人は入管当局から就労を禁止され（出入国管理及び難民認定法第54条第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第49条第3項、同第48条第2項第4号）、住民基本台帳に記録されている者を対象とする特別定額給付金も受給できず、国民健康保険や生活保護の対象外とされることから、医療へのアクセスもままならない。特に帰住先がなく家族の支援が望めない外国人においては、その生活の基盤は極めて脆弱と言わざるを得ない。

この点、先の国連WG提言でも、高齢者、子ども、女性、障害者など生活基盤の脆弱な外国人への特別の保護が求められているところである。

3 結論

以上より、入管施設に拘束されている外国人の仮放免に際しては、当該地域ごとに住居の提供、就労の許可を講ずることなどの施策を実施して、仮放免に伴う適切な生活支援を行うべきである。

また、従来の閉鎖型の收容施設を開放型の「受入施設」へ変更するよう、早急に検討すべきである。

最後に、本来退去強制令書による收容は、強制送還の準備のためだけに認められるものであり、外国人の人身の自由の保障の観点から全件收容主義は速やかに是正されなければならないものである。新型コロナウイルスの感染対策を契機として、改めてこの当然の理を国に対して求める。

2020(令和2)年5月28日

東京弁護士会会長 富田 秀実

学生支援緊急給付金に関する会長声明

政府は、2020年5月19日、新型コロナウイルス感染症拡大により世帯収入、アルバイト収入等が激減し、経済的困窮に陥った学生等に対し、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設することを閣議決定した。

本給付金は、経済的に困窮し、大学等の学費を支払えず、中退せざるを得ない学生などを救済し、教育を受ける権利を保障するための措置として、ぜひとも実施が必要なものであり、本給付金の創設、実施は、本会も積極的かつスピーディに推進するべきものと考えます。

しかし、本給付金制度には、次の2点で、合理的理由のない差別的制度が設けられている。

第一に、外国人留学生にのみ、「成績優秀者」の条件が課せられている点である。

留学生に対する給付金要件を加重した理由として、文部科学省は、「いずれ母国に帰る留学生が多い中、日本に将来貢献するような有為な人材に限る要件を定めた」と説明したと報道されている（2020年5月20日共同通信）。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、アルバイト等の収入源が途絶えるなどして、経済的に困窮しているという事情は、外国人留学生であっても、非留学生であっても異ならず、文部科学省の説明は、制度趣旨に反する。

また、政府は、2008年、「留学生30万人計画」を打ち出し、「国際貢献」を掲げて外国人留学生を積極的に受け入れる政策を実施し、その結果、外国人留学生の人数は2008年から倍増し、2019年5月1日現在、31万2214人に上っているのである（2020年4月22日文部科学省発表）。

それに関わらず、いざ経済的困難に陥ったときに、同じ

学生であるのに留学生にのみ過重な要件を課すのでは、「国際貢献」どころか利用主義にほかならず、留学生送り出し国を含む国際社会の信頼を失う。

第二に、本給付金の対象から、朝鮮大学校を対象外とした点である。

文部科学省の2020年5月19日の発表時点では、対象を大学・大学院、専修学校及び日本語学校としたため、各種学校である朝鮮大学校のほかに、外国大学の日本校6校も対象外となっていた。

その後、文部科学省は市民団体等から指摘を受け、上記外国大学日本校6校については、各種学校認可も受けていないテンブル大学日本校を含め、対象に含める旨変更したが、未だ朝鮮大学校1校のみ、対象外となったままである。

しかし、朝鮮大学校の学生も、新型コロナウイルス感染症拡大により、アルバイト等の収入源が途絶えるなどして、経済的に困窮しているという事情に変わりはなく、文部科学省による取扱いの差異に合理的理由はない。

2020年5月29日、特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク、外国人権法連絡会などの市民団体が、文部科学省と交渉を行い、5万5000通を超えるネット署名を提出し、上記差別的取扱いの是正を要求した。これに対し文部科学省は、朝鮮大学校は各種学校であり、高等教育機関であることの担保がないと説明した。

しかし、1998年、京都大学が朝鮮大学校卒業生の大学院受験を認め、合格したことを契機に、文部科学省は1999年8月、学校教育法施行規則を改正し、大学院入学資格を拡充した。その結果、入学資格がなかった朝鮮大学校も外国大学

日本校も入学資格が認められることになった。また、2012年には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則が改正され、「各種学校（大学入学資格を有するものであって、修学年限4年以上のものに限る）を卒業した者」が加えられ、専修学校に加え、朝鮮大学校卒業生も、試験を受験できるようになった。

このように、朝鮮大学校を日本の高等教育機関として認められた法制度がすでに存在し、同校が日本の高等教育機関であることの担保は十分になされているが、文部科学省の説明は、これらの事実を無視している。

これら留学生に対する要件加重、朝鮮大学校の排除は、憲法第14条（平等権）、並びに日本が締約国となっている人種差別撤廃条約、自由権規約及び社会権規約に反するものである。

たとえば人種差別撤廃条約第2条Cは、「各締約国は・・・人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするための効果的な措置をとる」義務を定めているが、今回の差別的設計は、まさに新たに人種差別を生じさせる法令といえる。

また、新型コロナ対策に関する国連人権高等弁務官事務所のガイダンスで、救済にあたり「誰ひとり取り残さない」ことを原則とし、「排除されるおそれがあるかもしれない人々（マイノリティ、移住者など）に対し特段の配慮が必要」と指摘していることと、真っ向から逆行する。

以上により、当会は、文部科学省に対し、ただちに本制度における差別是正を求めるものである。

2020(令和2)年6月11日
東京弁護士会会長 富田 秀実

第35回東弁人権賞 候補者推薦受付中

- 締め切り
2020年8月20日(木)
- 詳細
当会ウェブサイト
<https://www.toben.or.jp/>
- 問い合わせ先
総務課「人権賞」係
TEL.03-3581-2204

この賞は、本会及び民間の個人、グループ、団体の優れた人権擁護活動を表彰し、基本的人権の定着、発展に寄与しようとするものです。いわば在野の人権活動に光をあて、これらの人々を励まし、より一層の人権活動が活発になることを目指すものです。過去の実績は、個人が39人、グループが40団体です。

本年度も、会員及び読者の皆様より、多数のご推薦をいただきたくお願い申し上げます（自薦他薦を問いませんが、他薦の場合は、対象者の方の了解を事前にお取りください）。

なお、応募書類は選考委員に提供し、選考のために使用いたします。返却いたしませんのでご了承ください。

推薦された方々につき、選考委員会の審議を経て、11月中に被表彰者を決定し、東京弁護士会の新年式（2021年1月8日）において表彰（副賞として記念品と総額100万円を贈呈）します。

再登場！



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou